

平成 25 年 第 3 回

高森町議会 9 月定例会会議録

平成 25 年 9 月 11 日 開会

平成 25 年 9 月 20 日 閉会



高 森 町 議 会

9月11日（水）

（第1日）

平成25年第3回高森町議会定例会（第1号）

平成25年9月11日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

5番 立山 広滋君

6番 森田 勝君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （10日間）

自 平成25年9月11日

至 平成25年9月20日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月11日（水）	本会議	議案審議
9月12日（木）	休 会	
9月13日（金）	”	
9月14日（土）	”	
9月15日（日）	”	
9月16日（月）	”	
9月17日（火）	”	
9月18日（水）	”	
9月19日（木）	本会議	一般質問
9月20日（金）	”	委員長報告・採決

日程第 3 認定第 1号 平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 日程第 5 議案第 4 5 号 高森町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 6 号 高森町民体育館条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4 7 号 高森町町民グラウンド条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4 8 号 高森町草部グラウンド条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 1 0 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 1 1 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 1 2 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 1 3 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 1 4 議案第 5 4 号 平成 2 5 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 1 5 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 宇藤康博君 | 2 番 | 後藤三治君 |
| 3 番 | 興梶壽一君 | 4 番 | 芹口誓彰君 |
| 5 番 | 立山広滋君 | 6 番 | 森田勝君 |
| 7 番 | 田上更生君 | 8 番 | 甲斐正一君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

- | | | | |
|-----------|-------|----------|--------|
| 町長 | 草村大成君 | 教育長 | 佐藤増夫君 |
| 総務課長 | 岩下公治君 | 政策推進課長 | 甲斐敏文君 |
| 健康推進課長 | 村上源喜君 | 住民福祉課長 | 橋本和則君 |
| 税務課長 | 色見継治君 | 農林政策課長 | 佐藤武文君 |
| 建設課長 | 工藤英二君 | 会計課長 | 廣木富八君 |
| 教育委員会事務局長 | 後藤正三君 | 政策推進課審議員 | 服部信一郎君 |

健康推進課審議員	沼田勝之君	総務課長補佐	東幸祐君
健康推進課長補佐	新井堅太郎君	住民福祉課長補佐	阿南一也君
税務課長補佐	佐藤幸一君	農林政策課長補佐	後藤健一君
建設課長補佐	松本満夫君	教育委員会事務局次長	阿部恭二君
監査事務局長	安方含君	総務課財政係長	岩下徹君
代表監査委員	有働和幸君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古庄良一君	議会事務局庶務係長	丸山雄平君
--------	-------	-----------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

本日は9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、7月の臨時議会以降につきましては、常に集中豪雨の危険性や大変心配を抱えながらも、現時点では大きな被害もなく安心していただいておりますが、例年の9月の終わりぐらいまでの雨の期間、そして11月中旬ぐらいまでは台風のほうの心配もされることが例年になっております。今後も私を含め、全職員はもちろん、町の消防や地域の皆様方と一団となって防災と予防、そして発生した場合の対策におけるスピード感をもって取り組むということに万全を期してまいりたいというふうに思っております。

さて、議会議員の皆様もたくさんの各地域でのイベント等にご参加いただきましてありがとうございます。高森町を代表する祭りであります風鎮祭につきましても、関係者のご努力、そして特に、各地域の向上会の若者を中心に盛り上がり、更に各地域の団体、町民の方等々が総踊りに参加され、大変有意義であったのではなかろうかというふうに思っております。

また、各地域で行われた夏祭り等々につきましても、今年は大変参加者が多く、特に各地域で花火祭り、花火の打ち上げ等もありました。このことによって、帰省をされてた方や、なかなか普段は外に出られない方も楽しまれたのではないかとこのように思っております。

そのことにつきましても、これは、昨年、議会からの提案ということで、各お祭りやいろんなことに関しての助成に対してどう思われるかというご質問をいただいたことに際し、執行部側がそれを制度設計して議会の方に承認をいただいて、その結果がですね、各地域でそれを大変有効に使っていただいたということで、私自身もこの非常に分かりやすい形でございます。当然の形でございますが、大変有意義なことであり、今後も更にこの形を続けて、そして拡充していくところは拡充していく、見直すところは見直していくべきではないかというふうに思っております。

また、議場でご報告をさせていただきますが、熊本県の横軸連携ということにつ

きまして、天草の安田市長、そして行政の職員の皆様、または議会議員の皆様、大変ご理解をいただきまして、今回、風鎮祭への参加をしていただきました。天草市の皆さんにお礼を申し上げますとともに、今後も少しでも一歩ずつでも、この横軸連携を進めていかなければならないというふうに思っております。

それと大変嬉しいニュースでございますが、皆様ご存知だと思います。高森中学校剣道部が4度目の全国制覇を達成することができました。子どもたち、そして学校の先生、そして監督、コーチ、そして地域の皆様一丸となって、今回の高森中学校の全国制覇は喜んでいただけたというふうに思います。また、最後まで一歩もぶれることなく、行政、議会、地域、そして学校関係者が一つの目標に向かって生徒を信じて進んだ結果ではなかろうか、それに対して結果を残した生徒をぜひ褒めてあげたい、そして後世につないでいきたいというふうに思っております。

また、今年は、金婚、ダイヤモンド婚を計40組の夫婦の方が表彰を受けられました。そして、今後の予定といたしましては、町の敬老会が各地域で開催されます。大変ご健康でご長寿をとということを皆さんでお祝いし、また、私たち自身もあやかりながら、しっかり健康に過ごしていきたいものだというふうに考えております。

今回定例会でご提案申し上げましたのは、認定1件、報告が1件、その他議案10件でございますが、ご審議の上、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成25年第3回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番 立山広滋君、6番 森田勝君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成25年第3回高森町議会定例会の会期につきましては、本日9月11日から9月20日までの10日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月20日までの10日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 認定第1号 平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（田上更生君） 日程第3、認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について、代表監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 有働和幸君。

○代表監査委員（有働和幸君） おはようございます。

決算審査の件のご報告の前に、お断りとお願いを申し上げます。

私、今回で3回目の報告となりますが、近隣町村の監査委員さんに報告の所要時間を雑談ながら聞いてみました。皆、「2時間以上ですね」というご回答でございました。あまり簡単にすぎると失礼になりますからというのが、長い理由だそうです。前回そしてまた前々回と申し上げましたように、私は失礼かと思いますが、できるだけ簡潔に申し上げたいと思いますので、どうぞご了承お願いいたします。

それでは、平成24年度高森町各会計決算及び財産の運用状況審査意見書。

第1、審査の概要、1 審査の対象、(1) 平成24年度高森町一般会計歳入歳出決算以下9項目が審査の対象でございます。審査の期間、平成25年8月12日から同年8月30日までいたしました。審査の手続き、この決算審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、町長から提出された平成24年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況調書について、関係法令に準拠して作成されていることを確認し、これらの計数の正確性を検証するために関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続きにより実施いたしました。

次、2ページをお開きください。第2、審査の結果、平成24年度一般会計及び特別会計の決算額は、第1表のとおりで、審査にあたっては前述の手続きにより詳細に審査したが、違法な点は見受けられず、かつ関係諸帳票、諸書類と合致しており、計算係数は正確であることを確認した。

また、予算の執行及び収入支出事務の処理については適正であることを認めた。財産管理についても、概ね良好であることを認めた。

次が、第1表が、歳入歳出決算額状況でございます。では、決算の概要及び予算執行について申し上げます。1つ、一般会計から申し上げます。歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源については、第2表及び第3表のとおりであります。以下、略します。

次、4ページをお開きください。4ページの表の後段ですけど、歳入状況を主な款について述べると次のとおりである。

第1款、町税。町税は調定額6億1,725万5,000円に対して、収入済額5億6,591万6,000円。収入未済額5,133万8,000円で収納率91.7%となっております。収入済額においては、前年度と比べると5,047万8,000円の増であり、主な増税は固定資産税である。固定資産税については、大口滞納であり、23年度との比較をすれば、1,648万2,000円程度滞納額が大幅に減っております。その収納に対する町長をはじめ、担当職員の労を多とするものである。景気後退等の影響で現状は大変厳しいものがあり、職員の苦労は並々ならぬものがあると推測されますが、今後のさらなる徴収の強化、合理的な徴収体制の構築等なお一層の徴収努力により、自主財源の確保に邁進されることを強く望む。

また、税の賦課徴収の公平性を期する上からも、町税徴収における諸問題については、関係各課が連携を密にし、早急なる問題解決を図り、税行政に対し、町民が不快感を抱かないよう賦課徴収事務に一層の努力をされたい。

以下、徴税の決算額状況は、第4表、徴税の収納状況は第5表のとおりであります。

次に、7ページをお開きください。歳出について申し上げます。歳出決算額は41億1,855万3,000円で第6表のとおりである。前年度に比べますと、1億1,587万7,000円の減でございます。

次は、9ページをお開きください。表の下の方の不用額を申し上げます。①不用額。本年度の不用額は6,212万8,000円で、前年度6,759万8,000円と比較して547万円の減である。予備費を除いた不用額は5,464万7,000

円で、大部分が執行残や経費節減に伴うものである。節において、少額ではあるが予算流用額より不用額が多くなっているなど、安易な流用も見受けられた。内容的には執行見込みが読めないものもあらうと思われるが、原則的には状況を的確に把握し、早期に計画を立てた上で適切な事務処理をすべきである。

次の②の予備費充用は3件でございました。

次のページをお開きください。収支の状況につきましては、第7表のとおりでございます。

次、11ページ入ります。(4)の財産運営について。理想的な財産運営とは、財政の健全性を確保し、限られた財源を最も効率的に活用して住民福祉の向上を図ることにある。理想的な財政運営を行うためには、その時代の要望に対応した行政目的の実現に最適なものであることが必要であるが、その財政運営の分析をするにあたっては、基本原則は①収支の均衡の保持を目指した画期的な財政運営が行われたか、計画性。②財政構造の弾力性、確保の努力が十分になされているか、弾力性。③行政水準の維持と向上のために積極的な財政運営がなされているか、積極性、が挙げられるが、以下これらの3つの観点から、普通会計にかかる財政運営について、総合的な検証の結果は次のとおりであります。以下、略させていただきます。

次に14ページをお開きください。第11表が一般財源の充当状況の推移でございます。

次のページをお開きください。次は、(5)の起債状況でございます。平成24年度の起債状況は第12表のとおりでございます。

次、16ページをお開きください。特別会計に入らせていただきます。国民健康保険特別会計は、歳入状況につきましては13表、歳出につきましては14表のとおりでございます。16ページの表の下の3行のところ、目を通していただきまして、また、歳入と同様に後期高齢者医療制度の創設により、後期高齢者支援金等が、これがちょっと文字があいておりますが、これ何もここに入る文字はございませんで、1億2,843万3,000円がここに入りますので、大変申し訳ございません、印刷のミスでございました。お詫びして訂正申し上げます。

それから17ページ。第14表が、国保支出決算状況、15表が国保特別会計収支状況でございます。

18ページのまたからでございます。一番上の欄です。また、国民健康保険税の収納状況は第16表のとおりである。国民健康保険税の滞納者対策については、短期保険証を交付して、保険税の納付を促し、また、滞納世帯に対して時間を問わず

税徴収に努められているところである。しかしながら、毎年増加傾向にあった、滞納額は平成24年度において7,300万4,000円となり、前年度比7.5%増加となっている。現年度と過年度の調定額合計の27%が滞納率となっているため、徴収体制を含め現状分析を速やかに行い、確たる対応策を個別に検討するなどして強化するよう格段の努力を望む。また、特定健康診査並びに特定保健指導が実施されているが、計画書に掲げられた目標の達成に努められるよう要望する。このことにより、疾病の主要因である生活習慣病の減少が図られ、住民の健康への意識も高まり、ひいては医療費の削減へとつながると思われる。今後の重要課題としては、退職者医療費が増加傾向にあることから、若年層の健康づくり対策、あわせて検診、保健指導の早期介入、疾病の重病化防止を図り、医療費の節減に努められるよう要望する。

次、19ページをお開きください。2番目が後期高齢者医療特別会計でございます。17表が歳入決算、18表が歳出決算でございます。

次、(3)の介護保険特別会計。本件につきましても、19表が歳入、20表が歳出でございます。なお、この文章の中間のところから、なお第19表県支出金及び20表総務費における前年度比の大幅な減については、施設整備費補助金1億3,340万円が要因でございます。これは、昨年ご指摘があったところでございます。

次は22ページをお開きください。簡易水道事業特別会計でございます。これも22表が歳入決算、23表が歳出決算でございます。その文章の末尾3行を朗読させていただきます。また、からです。また、水道使用料の未納額が874万円、前年度比44万7,000円の増である。善良な加入者の使用料負担に対する公平性等を考慮するとともに、未納対策を十分検討され、本事業がスムーズに運営できるよう努力されるよう強く望む。

次が、農業用水供給事業特別会計でございます。本事業も、第24表が歳入決算、25表が歳出決算でございます。文章の末尾を朗読させていただきます。本会計は、基金の運用益収入を唯一の財源として運営されており、国の金融政策、農業用水供給施設の維持等、長期的見地から財政運営に特に配慮することが必要である。

次が24ページ。(6)が鉄道経営対策事業基金特別会計。本件につきましても、第26表が歳入決算、27表が歳出決算でございます。

次は、25ページが資金運用状況でございます。平成24年度の各会計の資金運用状況は、第30表のとおりでございます。

次、27ページをお開きください。2番の財産の管理状況を申し上げます。

(1) 有価証券・出資による権利及び債権の管理運営状況は良好である。今後においても公金預金の管理運用は自己責任が前提であるため、取引金融機関の経営状況を把握した上で、債権運用を含め、確実かつ有利な管理運用に努められたい。

(2) 物品管理については、主管課である総務課に物品台帳の正本を備え、各課で仕様保管すべき備品台帳副本を備え、それぞれ出納記録を行うこととされている。特に、課の統廃合後の備品台帳整理は良好である。備品は、町の財産、言い換えれば町民の財産であり、使用及び保管については慎重に対応されるよう強く望む。また、現在使用されていない物品及び耐用年数等の経過した物品については、検証し廃棄するなど処理されたい。(3) 車両については、運転日誌等の整備はされているが、今後も車両の点検を充実し、特に冬季の車両管理には十分注意をはらい、安全確保を図られたい。また、車両更新が行われ、新車両が見受けられるが、自身の車両との意識を持ち、行き届いた管理をされるよう強く望む。(4) 公共施設についても、管理状況及び利用状況により、廃止及び解体を計画され、廃止・解体後の跡地利用等については、効率的運用が図られるよう十分調査検討を望む。

次は、28ページの基金でございます。本件につきましては、別紙に平成24年度基金の運用状況審査意見書というのが配付されてあると思います。その内容を見ていただきたいと思います。第1が監査について、第2が審査の結果及び意見となっております。それから、特に国民健康保険高額療養費支払資金貸付金について申し上げます。この基金は、被保険者で高額な医療費を支払うことが困難と認められたものの、属する世帯主に貸し付けるため、500万円の基金が設定されている。しかし、現在医療費が高額になるときは、事前に国民健康保険限度額適用の標準負担額認定書の手続きをすることで限度額負担以上を病院で支払う必要はなく、平成20年度から今日までその実績がございませんということでした。したがって、本基金の運用について検討されるよう望みますとお願いしております。

最後に、結びに入らせていただきたいと思います。平成24年度高森町一般会計及び特別会計決算並びに基金の運用状況審査の結果は、前記のとおり、各会計決算及び基金ともに係数に誤りなく、非違な点も見受けられず適正に処理され、証拠書類も整備されており会計経理は適正である。平成24年7月12日発生した、これまでに経験したことのないような大雨による大災害に対する行政の対応が、迅速かつ的確であったと被災地住民のみならず町民の声でございました。町長はじめ全職員の皆さん大変ご苦勞様でございました。国の平成24年度地方財政への対応にあたっては、高森町普通会計決算概要書の中の、これは別紙でお配りしてあると思い

ます。平成24年度普通会計決算の状況で示してあるとおりでございます。自主財源の乏しい本町において、税の滞納額が増加すればますます窮屈な財政運営が強いられることは申すまでもございません。そこで、平成23年、24年度において、固定資産税の大口滞納者の整理がなされたことは、町長はじめ担当職員のその努力の賜物であり、その労を多とするものであります。また、税等の収納者については、阿蘇郡市7市町村が連携した取り組みをするために、市町村税等徴収向上対策にかかる全職員派遣（併任にかかる）辞令交付がなされ、特に悪質な滞納者の家宅捜索や差し押さえ、購買会などを合同で行うことができるようになり、一方、高森町においては、高森町収納対策プロジェクトチームなるものを立ち上げられ、これまでも徴収事務や滞納処理、滞納意識の啓発活動を実行されるなど、努力がなされており、その労を多とするとともに、収納率が高まり住民サービスが充実することを期待します。税は国税徴収法に基づく法律により徴収するものであり、したがって、滞納整理も簡易にできますが、一方、料、水道料、住宅使用料等は民法の規定に基づくもので、滞納整理事務は裁判所を経由するなど複雑困難です。この取り扱いの相違について、今回、一部職員の認識の希薄な点を見受けたので、取扱いについては十分注意されたい。そこで、税で執行されている不納欠損処分が、料においても地方自治法第180条に規定されている委任による専決処分事項の指定による適用が簡易にでき、不納欠損処分に過大な浪費を費やすことなくすることも、今日の多様化する行政執行において必要ではないでしょうか。そのためには、「債権管理条例」なるものの制定が不可欠であり、今後執行部において先進地等のノウハウを研鑽され取り組まれてはいかがかと昨年申し上げました。検討はされたようですが、その後の経緯が見えてきません。必要性は十分認識されていると思いますので、実施に向け努力されるよう望みます。

関連して申し上げます。現金領収書綴を過去・現在と検証いたしましたところ、非常に職員個人の使用頻度のばらつきを見受けました。一概に使用枚数で徴収努力の評価はできませんが、今後なお一層の努力を強く望みます。更に、現金領収証綴の交付者、これは会計管理者及び取扱者、担当課長及び会計職員、これは担当職員に変更が生じた場合の未整理をかなり見受けました。職員異動等で変更が生じた場合はただちに変更後の氏名を記載し、各会計職員においては、収納金受払書欄を一度閉鎖研鑽等の事務を速やかにされたい。現金領収書綴、現金領収書の取り扱いの重要性を再認識していただきたい。これは、第2の不正につながらないように努力をしていただきたいと思えます。

次に、2件程度提言いたします。その1、各委員会委員等に対する費用弁償、日当支給の一部見直しについて申し上げます。現在、財政硬直化を理由に費用弁償、日当の支給が地域によって支給されなく、交通費のみの支給となっています。多様化する住民のニーズに対応される各種委員会委員等は、重大な責任と多大な浪費を費やし活動されておられます。報酬は支給されていますが、会議等出席された場合の費用弁償、つまり日当を町内外を問わず支給されるよう検討されたい。その2、職員をはじめ、各種委員会委員等に対する研修旅費支給について。本件も、財政硬直化を理由に中止されていますが、各分野において先進地等を視察・研修し、視野を広めるとともに、お互いが親睦を深め、意思の疎通を図り、本町の発展と住民の福祉向上に努めていただきたい。

以上2点については、いつでも財政負担を要することから、実施決定となれば、その時期・支給額等については町長及び議会において十分検討されるよう望みます。

さて、草村町政も2年を経過しました。そこで執行状況について述べさせていただきます。選挙公約で掲げられた個人姿勢及び政策を若き行動力と政治家としてのノウハウを生かして、その実現に向かって粛々と取り組まれておられます。特に、優秀なスタッフを招致され、稼げる町づくり・稼げる観光立町など取り組まれておられますが、その成果を期待するものであります。

平成24年度歳入歳出決算について（翌年度繰越額5億30万5,000円）の内容を吟味しますと、農林水産業費・土木費・教育費・災害復旧、本件については災害復旧事業・災害関連事業等、14件の事業であり、特に農業費の草部地区用水隧道対策事業は、建設以来、長年地元住民の願いでもあったにも関わらず、誰もが成し得なかった事業を94%以上の補助を受け執行されることなど、執行に対する予算獲得の功績は誠に大なるものがあり、その労を多とするものであります。

今後ますます、草村町政に対する町民の期待度が増す一方、地方財政硬直化が進む中、財政運営の改善に一層努力され、総合的な人事管理等、行政経費の節減等、施策の重点化並びに効率的執行を図り、健全財政の確保に努められ、本町の発展と福祉の向上に寄与されるよう慎重な対応と特段の努力を切望し、平成24年度決算審査の意見とします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 有働代表監査委員にはどうもありがとうございました。

代表監査委員の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は各常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第4 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（田上更生君） 日程第4、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、この報告をただいまより行います。

これは、いわゆる破綻状況でありますところの財政再生と危険な状態である黄信号を示す早期健全化の2段階によって、自治体の健全化を示す指標として平成19年6月に公布されました、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき導入されたものでございます。指標といたしましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標と、本町では公営事業におきまして簡易水道事業の資金不足比率が指標とされ、報告義務があるものでございます。平成19年度決算から議会の報告が必要となっております、今回の報告となったところでございます。

平成24年度決算によりますと、4指標のうち本町が該当するのは実質公債費比率のみであります、その数値は11.7%でありまして、早期健全化のための基準及び財政再生基準を下回っております。また、簡易水道事業におきましては資金不足比率が該当しますが、これにつきましても該当がございません。

以上でございますが、この件に関しましては、法の定めるところによりまして、監査委員の審査を受けておりますので、審査結果に関する報告を付しております。そういうことで議会の報告といたします。以上でございます。

○議長（田上更生君） 本件につきましては報告事項でありますけれども、質問があれ

ば発言を許します。質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質問なしと認めます。

以上で、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については終了します。

-----○-----

日程第5 議案第45号 高森町子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第5、議案第45号、高森町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 橋本和則君。

○住民福祉課長（橋本和則君） おはようございます。

議案第45号でご提案申し上げました、高森町子ども・子育て会議条例の制定につきましてご説明をいたします。

この条例は、平成24年8月22日に公布されました子ども・子育て支援法に基づき、高森町子ども・子育て会議を設置し、会議の組織及び運営に必要な事項を定める制度でございます。この会議においては、高森町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推薦に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について調査・審議することを主な任務として規定されるものであり、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の本格的施行に向けて、重要な役割を果たすものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 6 議案第 4 6 号 高森町民体育館条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第 6、議案第 4 6 号、高森町民体育館条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 議案第 4 6 号で提案しました高森町民体育館条例の一部改正についてです。

本議案は、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

高森町民体育館につきましては、多くの町民の皆様にご利用いただいておりますが、町内利用者からは「利用料金が高く、利用回数や利用時間を制限している」との声が寄せられていました。また、先般の一般質問で利用料金が適正であるかとの質問がありましたが、管理をしていくためには利用者の負担、それから有効利用を図るための利用料金の改定、両面から検討すると回答しております。今回、検討しました結果、町民利用者の料金についてのみ改定することとしました。

別紙、条例新旧対照表をご覧ください。第 8 条第 1 項中但し書き以降及び別表（第 5 条、第 8 条関係）及び備考は削除し、新たに別表において町内者・町内宿泊施設利用者及び町外者に分けています。町内宿泊者・町外者はこれまで同様の料金で変更はいたしません。町内者は会議室及び多目的室は 1 時間当たり 5 0 0 円を 2 0 0 円へ、テニスコート 1 面 1 時間当たり 1, 5 0 0 円を 5 0 0 円へ、夜間料金を 1 時間当たり 1, 0 0 0 円から 8 0 0 円へと変更しております。

以上が今回変更の内容です。ご審議いただきご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 6 号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第47号 高森町町民グラウンド条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第47号、高森町町民グラウンド条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 議案第47号で提案しました高森町町民グラウンド条例の一部改正について。

本議案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

高森町町民グラウンドにつきましても、高森町民体育館と同様の理由から検討しました結果、町民利用者の料金について改訂することとしました。

別紙、条例新旧対照表をご覧ください。第8条中第1項但し書き以降、別表（第8条関係）及び備考は削除し、新たに別表において町内者・町内宿泊施設利用者及び町外者に分けています。町内宿泊者・町外者につきましては、これまで同様の料金といたしておりますが、町内者は4分の1面を1時間当たり400円を200円へ、半面は1時間当たり800円を400円へ、全面は1,500円を800円に変更し、夜間料金を半面1時間当たり1,500円から800円へ、全面2,000円を1,000円に変更しております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただきご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第48号 高森町草部グラウンド条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第48号、高森町草部グラウンド条例の一部改

正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 議案第48号で提案しました、高森町草部グラウンド条例の一部改正について。

本議案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

高森町草部グラウンドにつきましても、町民体育館及び町民グラウンドと同様の理由から検討しました結果、町民利用者の料金について一部改正することとしました。

別紙、条例新旧対照表をご覧ください。第8条第1項中但し書き以降、別表（第8条関係）及び備考は削除し、新たに別表において町内者・町内宿泊施設利用者及び町外者に分けております。町内宿泊者及び町外者はこれまで同様の料金といたしますが、町内者の利用につきましては、グラウンド使用料についてははもともと安いので変更しておりませんが、夜間照明を1時間当たり1,000円から500円に変更しております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議いただきご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番、芹口でございます。

このグラウンドのですね、夜間照明の料金についてお伺いをいたします。このグラウンドの夜間照明はですね、約20年以上前、高森高校のですね、照明灯を譲り受けましてあそこに設置したものでございます。既にかかなりの年数を経過いたしておりまして、現在は使われておりません。全く4、5年ほど使われた形跡もございません。したがって、昨年、草部の消防団、1分団、2分団、総合大会で優勝しまして、郡大会に出場するというのでその練習をあのグラウンドでやりたいというようなことから、「あの照明はなんとか使えるようにできないか」というような話もありましたし、また、照明が使えるようになれば、ソフトボール大会でもできるんじゃないかというようなことの要望を受けまして、教育委員会にお願いをしましたところ、「やはりあれが使えるような状況になるためにはかなりの予算を要しますので、当分その修復については考えていません」というふうな回答をいただきました。今回の改正で引き続き料金の改正の条例の上程がなされております。と

いうことは、来年からでもこの照明修理をして使えるような状態になるというふう
に理解していいのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

また、もう一点は、議案の４６、４７にも共通することでございますけども、町
内宿泊者につきまして、これまでどのような方法で、誰が確認をしていたのか、そ
ういった取り扱いをされていたのかお伺いをいたしたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） まず、草部グラウンドのナイター照明について
ですが、地元からそういう要望上がっております。かなり老朽化しているというこ
とで、うちの方でちょっと金額忘れたんですけども、業者さんに見積もってもらい
ました。根本的に直さないと部分的修繕をしても、またすぐだめになるという回答
で、ちょっと金額申し訳ありません、忘れてますが、それと、あとは利用度の問題
で基本的に消防の方から要望上がってるのは知っております。これにつきましては、
よその消防団も同等ですけども、自分たちの場所でライトをともして訓練している
ということで、これについてはですね、よその消防団もありますのでそういうふう
にお願いしたいと。

それともう一つ、うちで検討しましたのが、かなりの金額を使ってやった場合に
は、あとは利用頻度がどのくらいあるんだということで、現実にそんなに使われて
ないということで、現在は電気も止めております。ただし、ナイター照明がありま
すので、今回につきましては改定をしております。町民グラウンドと同様にですね。
今後、かなりの頻度の利用が見込まれると地元からあればですね、施設の改修につ
いては検討していきたいと思っております。今言いましたように根本的に変えなくちゃ
いけませんので、かなりの金額かかるということで、うちでは現在そのままにして
おります。

それから町内宿泊施設利用者についてですが、これにつきましては、宿泊業者か
ら証明書を持ってきていただいております。それがなければ、あくまでも町外者
扱いということで、宿泊業者さんの印鑑の押された宿泊証明書を添付した場合のみ
町内宿泊者として料金を設定しております。以上でございます。

○議長（田上更生君） ４番 芹口誓彰君。

○４番（芹口誓彰君） ４番です。

当面修理もできないというようなことであれば、利用料金もですね、使えない施
設に対して利用料金はいくらですというような設定をするのはおかしい話しであ
ります。やはりですね、本来であれば、こういった条例改正は使えない状況であれ

ば、この料金を削除して使えるような状態になったときに改めて改正をする、それが本来の条例改正のやり方ではないか。このように、使われもしないのに料金の設定をするというのは大変な間違いでありますし、大変なことだというふうに思っております。私はですね、このような条例改正については議会としては認めるわけにはいかないというふうに思っております。また、町内宿泊者についてはそういった証明をとられるということでございますので、しっかりそういった運営については配慮していただきまして、不公平感がないようお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 4番議員さんのおっしゃられること、ごもっともで内部でも使われなかったなら、もうこれ条例そのものを外した方がいいんじゃないかという検討もしました。しかし、もしも施設の利用と、いや、そういうふうに扱えば実際電気がつかないから使ってないだけで、つけばもっと利用するんだという意見も出るんじゃないかということで、基本的には条例そのものは残した方がいいんじゃないかということで内部で検討してですね、残していきました。今後、この条例改訂によって、料金が安いのであればナイターをもっと使いたいという、具体的にですね、こういうことに使いたいという地元の要望が上がれば、当然うちの方で検討したいということで、全くゼロにしてしまうと今後地元が使いたい場合に、ということで、両面検討して条例をあえて改正して残しました。以上でございます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） この条例そのものをなくすとかいう話じゃなくして、この夜間照明のですね、料金の部分を削除したらどうですかという話をしてるわけでございまして、当然この条例につきましては、文教厚生委員会付託なるというふうに思っております、十分文教厚生委員会の中でも審議をしていただきますようお願いをいたします。以上です。

○議長（田上更生君） その他ございませんか。3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） おはようございます。3番、興柁です。

ただいまの芹口議員の質問と重なった点もございますけども、現在使えない照明の使用料を半額にされた、その根拠をですね、今一度説明をお願いしたいと思います。

それから、町内には他にもですね、使用料に対して有料の施設がかなりあるかと思えます。例えば、学校跡地の体育館の使用料ですね。現在、半面使えば300

円、全面で600円というような料金状態になってるかと思います。体育館を使用する場合に半面を使うというのはほとんどないだろうと思います。地域の方が体育館を使用されるとなれば、ほとんど全面を使われて、町民体育館よりも体育館の方ですね、学校跡地の体育館を使われる頻度の方がたぶん多いと思います。できればですね、今回料金改正でほとんど半額等に見直しをされておりますので、できればそのあたりを検討されたのかですね、そこをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 今の夜間照明についてですが、今言いましたようにそこは残しとこうということで内部で検討して今回上げております。

それからこの施設の利用についてですが、じゃあ体育館は半面しか申し込んでないけど全面使ってるじゃないかということなんですが、たしかにですね、電気自体は半面だけつけてやるというのは体育館自体不可能ですので全灯になりますけども、基本的に半面申し込みは半面ということで、どういうことかと言いますと、今おっしゃったみたいに山東部の方では利用がどうしても少ないもんですから、半面使ってもよそが入らないということがあるんですが、現実には高森中学校等々については半面であれば、反面はまた別に貸し出すということで、不容易に全面使わないでくれということで、基本的には半面・全面かということで、利用度が頻繁なところについては反面ずつでお互い利用されているというのが現状でございます。今おっしゃったみたいに、教育委員会で全施設をですね、利用しているかということで確認のため回ってはおりませんので、たまに見に行く程度ですので、そこら辺の利用については厳密にやっているかというところではありません。ただし、実際の内容として、全面使う必要があるのにそれを半面で申請した場合は当然おかしいんじゃないという話ですけども、利用者の人数とかを考えた場合、当然半面で十分やれるということで申請が上がってきてますので、それについては、一応申請どおり半面で料金を設定してると。それから料金設定のほかのを見たのかということですが、今申し上げました3カ所についてはですね、だいたい1時間で町民グラウンドで2,300円です。それから、町民体育館で2,500円、ナイター使用料金。だいたい、地元の場合は夜間の利用が多いですので500円かかります。体育館の場合は、全面使っても電気を全部使ってやっても当然600円です。ですので、今言いました一番高い町民グラウンド、体育館、それからナイター照明がありました同じ料金で残すわけにはいきませんので、草部グラウンドについてはナイター照明、町民グラウンドと同じに下げるといって、体育館関係と料金はですね、10倍とは言

いませんけど、7、8倍の差があります。これで非常に利用される人数は、じゃあグラウンドはかなりの人数が利用されているのかというと、やっぱり10名程度とか町民体育館も10名程度、利用される人数は変わりません。これで、かなりの個人個人の負担をかなり強いて練習されてるということですので、そこについては、他の施設については、基本的に料金が安いので改訂をしないということで今回、ないという結論に至っております。以上です。

○議長（田上更生君） よろしゅうございますか。3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 3番、興柁です。どうもありがとうございました。できますならですね、体育館の使用料につきましては、一律300円なら300円に検討方を今後ですね、お願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（田上更生君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

しばらく休憩いたします。11時15分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第9 議案第49号 平成25年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第49号でご提案いたしました平成25年度高森町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものとしては、7月と8月に発生しました集中豪雨に伴う災害復旧事業費と、大字津留、大字野尻地区における在宅サービス提供体制のモデル事業、また、湧水トンネル公園のトンネル内壁板崩落を受けた緊急点検事業などでございまして、総額1億1,616万3,000円を増額し、予算の総額を47億8,047万6,000円とするものでございます。

それでは、まず5ページをお開きください。第2表、地方債補正につきましては、今回計上しております災害復旧事業の財源となる起債限度額を設定するものでございまして、道路河川など公共土木施設について1,160万円と、農地農林施設について450万円を設定するものでございます。

第8ページをお開きください。歳入予算についてご説明いたします。第10款、地方交付税につきましては、本年度分の普通交付税概算額が出ましたことから6,487万8,000円を増額いたしました。第13款、使用料及び手数料につきましては、先ほど町民体育館と町民グラウンドの条例改正をご提案申し上げましたが、料金改定に伴い、使用料収入の減額を見込み、それぞれ減額するものでございます。

9ページの第15款、県支出金の民生費県補助金につきましては、新たに取り組む事業として、大字津留と大字野尻地区における朋遊館を核とした高齢者の在宅サービス基盤整備に対する補助金でございまして、事業の詳細は後ほど歳出にてご説明申し上げます。次の農業振興費補助金につきましては、担い手支援専任アドバイザーの配置や認定農業者の研修等に対する補助金増額を受け、担い手育成緊急支援事業補助金を追加計上しております。

10ページの第18款、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金の減額と介護保険特別会計の平成24年度精算金としての繰り入れを計上いたしました。第21款の町債につきましては、先ほど地方債の補正でご説明のとおりでございます。

次に11ページから、歳出予算の主なものについてご説明いたします。まず、歳出全般の各款における第2節、給料、第3節、職員手当等、第4節、共済費につきましては、4月1日付の人事異動と7月からの職員給与減額に伴い、それぞれ必要な補正・調整を行っているものでございます。第2款、総務費の地域振興費におきましては、日本で最も美しい村連合への追加負担金を計上いたしました。なお、日本で最も美しい村連合に関しましては、当初予算において負担金18万円の承認を

いただき、その後、7月22日と23日の2日間で高森町内の観光施設や商店街、農村景観などの審査を受けたところでございます。また、9月9日、一昨日になりますが、理事会において認定の承認決定をされた文書が届いたところでございます。今後は10月4日に島根県海士町で開催される総会での承認を得てからの正式の決定、加盟となります。なお、今回の追加分につきましては、日本一美しい村連合による東京都への進出、すなわち連合の東京事務所が新設されたことに伴うものでございます。

次に、エネルギー対策費におきましては、本年度から導入しておりますペレットストーブ等設置費補助金を計上追加いたしました。当初予算において10件分の補助を予定しておりましたが、特に薪ストーブの購入者が多く、現時点におきまして8基分の申請を受け付けている状況でございます。これは、昨年もそうでしたが、太陽光パネル等々の補助金のときも追加で計上させていただきました。当高森町はこれから季節的に寒くなり、申請件数が増えることが予想されることから、今年度分として5基追加をお願いするものでございます。

次に13ページをお開きください。第3款、民生費の老人福祉費におきまして、大字津留と大字野尻地区における高齢者の在宅サービス基盤整備事業費を計上いたしました。本町の高齢化率は県内でも11番目という高さであり、中でも草部地区と野尻地区は中山間地域として特に高齢化率が高い状況にも関わらず、介護サービスの基盤が十分ではなく、必要なサービスが受けられない状況も見受けられます。そのため、草部・野尻地区におけるモデル事業としての位置づけとして、今回朋遊館を拠点とする大字津留と大字野尻地区の方を対象とした介護サービス基盤の整備を実施するものでございます。なお、高齢者もしくは地域の集いの場となる朋遊館につきましては、手すりを設けるなどの改修工事を行い、あわせて送迎用車両を購入配備するものでございます。

16ページをお開きください。第5款、農林水産業費の農業振興費につきましては負担金補助及び交付金において、高森町担い手育成協議会補助金を減額いたしました。本年度から緊急支援事業補助金を活用することとなり、事業の実施主体を協議会から町に変更する必要があるため、協議会への補助金を減額するものでございます。

17ページの第5款、農林水産業費の農業費、九州北部豪雨災害対策費におきまして、昨年の豪雨災害で被災した前原牧野の復旧に伴う補助金を計上いたしました。根子岳からの大規模な岩石を含む土石流被害を受けた前原牧野は、その被害の大き

さから現在まで手つかずの状況であり、一部では牧野としての機能を失った状態
あります。町としては、国の補正予算での対応について強く要望しておりましたも
のが、今回採択をされ実施をするものでございます。

阿蘇地域が世界農業遺産の認定を受けましたことは既にご案内のとおりでござい
ますが、これは阿蘇地域における草原の維持への取り組みが高く評価されたもので
あり、町を代表する畜産農家、若い後継者も多い前原地区においてこの牧野を復旧
し、次の世代に引き継いでいくことは大変意義が深いものであると考えております。

なお、全体事業費としては970万円であり、その半分を町が補助し、残りは国
庫補助金として牧野組合へ直接交付されることとなります。第6款、商工費の湧水
館管理費につきましては、トンネル内の壁板が1枚崩落したことを受けまして、ス
ピード感を持って大規模な緊急点検調査を実施するものと、トンネル内の安全確認
用赤外線カメラを増設するための委託料を計上いたしております。なお、過去の点
検調査につきましては、平成12年度に約700万円をかけて検査をいたしており
ます。その際、約10年に一度の点検を要するというアドバイスを受けていること
も追加させていただきます。なお、トンネル内の壁板が1枚崩落したことにつつま
しては、観光客及び住民の皆様には被害がなかったこともご報告をさせていただき
ます。

18ページの第8款、消防費の非常備消防費において、総務省から積載車の無償
貸し付けが決定したことから、登録に必要な自賠責保険と重量税分を町の予算とし
て計上いたしました。

20ページの第10款、災害復旧費につきましては、道路12カ所と河川3カ所
の公共土木施設災害復旧費と林道債では峰の宿線、農地関連では12カ所の復旧経
費を計上いたしております。

最後に、第12款、諸支出金では財政調整基金への積立金を追加計上させていた
だきました。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要をご説明を
いたしました。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願いをいたしまして説
明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第50号 平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 日程第10、議案第50号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 村上源喜君。

- 健康推進課長（村上源喜君） 議案第50号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきまして、説明申し上げます。

今回の補正は規定の予算に歳入歳出それぞれ5,074万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,493万9,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明いたします。6ページをお開きください。繰越金につきましては、平成24年度からの繰越金5,074万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明いたします。7ページをご覧ください。10款、諸支出金の退職被保険等償還金につきましては、平成24年度事業費の確定によりまして、その精算のため社会保険診療報酬支払基金への償還金を計上いたしております。11款、予備費につきましては、前年度からの繰越金の調整額4,775万1,000円を充当いたしております。

以上、ご説明申し上げましたけれども、審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第51号 平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 日程第11、議案第51号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 村上源喜君。

- 健康推進課長（村上源喜君） 議案第51号でご提案しました平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成24年度からの繰越金83万1,000円を予備費で充当する補正でありまして、これによりまして、現形予算は歳入歳出それぞれ9,240万7,000円となります。

以上、補正予算についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第52号 平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 日程第12、議案第52号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 村上源喜君。

- 健康推進課長（村上源喜君） 議案第52号でご提案しました平成25年度介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成24年度の事業確定によります精算分の調整でございます。既定額に526万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億3,114万5,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明いたします。6ページをお開きください。国庫負担金の介護給付費負担金から県負担金の介護保険給付金までにつきましては、平成24年度にかかるそれぞれの精算分を受け入れるものでございます。また、国庫補助金の調整交付金、事業費補助金につきましては、本年度実施事業の財源として国からの補助金を計上いたしております。一般会計繰入金におきましては、同じく24年度の精算分として一般会計から受け入れるものでございます。

次に、7ページ、繰越金の保険給付費繰越金につきましては、当初見込みに達しなかったため、今回減額補正をするものでございます。雑入につきましては、ケアプラン作成料につきまして、当初見込み額からの増額が予想されますので、60万円を増額計上しております。

次に、8ページからの歳出の主なものにつきましてご説明いたします。保険給付費の介護予防サービス等諸費から特定入所者介護サービス費等につきましては、財源の組み替えを行っております。

9ページの包括的支援等事業費につきましては、地域住民向けの生活介護支援サポーターを要請するため、国庫補助事業の地域ケア会議活用推進等事業を活用し、高齢者の生活介護にかかる支援者の育成を図ってまいります。7款、諸支出金の償還金では、国・県支払基金における平成24年度精算分を計上いたしております。

10ページ、繰越金の他会計繰出金につきましては、同じく平成24年度精算によりまして、一般会計への繰出金を計上いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、文教厚生

常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 13 議案第 53号 平成 25 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 13、議案第 53号、平成 25 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 工藤英二君。

○建設課長（工藤英二君） 議案第 53号でご提案いたしました平成 25 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、24年度の繰越金確定に伴うものでございます。歳入歳出の予算の総額をそれぞれ 1,323万 5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を 1億 6,816万 8,000円とするものです。

歳入について説明いたします。2ページをお開きください。繰越金 1,323万 5,000円を当初予算と確定額の差額を計上しました。

次に、歳出につきましては、次ページ、予備費につきまして、先ほどの 1,323万 5,000円を計上しました。

以上、今回提案いたしました内容について申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 53号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 14 議案第 54号 平成 25 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 14、議案第 54号、平成 25 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 工藤英二君。

○建設課長（工藤英二君） 議案第54号で提案いたしました平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、24年度繰越金確定に伴うものでございます。歳入歳出の予算の総額をそれぞれ143万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を1,746万2,000円とするものです。

歳入について説明いたします。6ページをお開きください。繰越金143万8,000円を当初予算と確定額の差額を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。7ページをご覧ください。予備費につきまして、先ほどの143万8,000円も計上しました。

以上、今回提案いたしました内容についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第15、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

9月12日から9月18日までは休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、9月12日から9月18日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れでございました。

-----○-----

散会 午前11時45分

9月19日（木）

（第2日）

平成25年第3回高森町議会定例会（第2号）

平成25年9月19日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
4番	芹口 誓彰	ソフトの村の現状と今後の取り組みについて	① 7.12九州北部豪雨災害での被害状況と復旧について ② 県の取り組みと今後の利活用についてどのような報告を受けているのか ③ 今後の町の対応と取り組みについて
3番	興梠 壽一	直販所施設について	① 高森町観光立町推進基本条例第8条地域特産物の販売のための施設整備とは ② 高森町ツーリズムビジネス研究会の活動状況について
		観光立町と高森町環境美化活動について	① 環境美化活動の現状について ② ゴミ収集の現状及び可燃物収集日の増設について

2 番	後藤 三治	町長の政策説明会について	<p>① 歴代町長の中で、これ程詳しく政策を語られた方はいない。そこで、どのような考えからなのか。また、町民に何を求めておられるのか</p> <p>② 平成25年度新規事業で、「自主的な地域づくり活動」に対するバックアップを上げておられますが、町長の考える将来像は</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 急激な職員減・いびつな職員構成から、人材育成と機構改革を進めておられます イ) 今後、職員の増員を行う考えは（(仮称)複合型子ども支援センター設立となると人材が必要なことから） ロ) 町長の考える適材適所とは ○ 現在実施している人材交流は、将来の高森町にとって、大きな財産となるものです ・今後の人材交流継続の考えは <p>④ 高森温泉館の今後については、1年間試行的に実施した営業実績とアンケート調査結果をもとに総合的に判断し、決断されるものと思いますが、建設当初の目的であります「福祉」施設についての考えは</p>
-----	-------	--------------	--

5 番	立山 広滋	情報通信基盤（光ファイバー網）整備	① 町が民間事業に補助金を支出して光ファイバー網整備を促進する理由 ② 補助金を支出する民間事業者の選定状況 ③ 光ファイバー網の整備によって町民にもたらされる効果 ④ 平成26年度から開始される自主放送の試験運用開始に向けた役場内の準備状況
1 番	宇藤 康博	阿蘇、世界農業遺産登録認定後の高森町の考えは	① 阿蘇、世界農業遺産登録認定までの詳細な経緯と、登録認定の理由 ② 登録認定のメリットやデメリットは ③ 認定後の農業、観光対策は（野焼き、草原利用、グリーンツーリズム等） ④ 阿蘇地域、他町村との連携は ⑤ 阿蘇、世界農業遺産登録認定を、今後、総合的に町として、どのように活かしていくのか

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 宇藤 康博 君 | 2 番 後藤 三治 君 |
| 3 番 興 梶 壽一 君 | 4 番 芹 口 誓 彰 君 |
| 5 番 立 山 広 滋 君 | 6 番 森 田 勝 君 |
| 7 番 田 上 更 生 君 | 8 番 甲 斐 正 一 君 |
| 9 番 三 森 義 高 君 | 10 番 後 藤 英 範 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

- | | |
|------------------|-------------------|
| 町 長 草 村 大 成 君 | 総務課長 岩 下 公 治 君 |
| 政策推進課長 甲 斐 敏 文 君 | 健康推進課長 村 上 源 喜 君 |
| 住民福祉課長 橋 本 和 則 君 | 税 務 課 長 色 見 継 治 君 |

農林政策課長	佐藤武文君	建設課長	工藤英二君
会計課長	廣木富八君	教育委員会事務局長	後藤正三君
政策推進課審議員	服部信一郎君	健康推進課審議員	沼田勝之君
総務課長補佐	東幸祐君	健康推進課長補佐	新井堅太郎君
住民福祉課長補佐	阿南一也君	税務課長補佐	佐藤幸一君
農林政策課長補佐	後藤健一君	建設課長補佐	松本満夫君
教育委員会事務局次長	阿部恭二君	監査事務局長	安方含君
総務課財政係長	岩下徹君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古庄良一君	議会事務局庶務係長	丸山雄平君
--------	-------	-----------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

- 議長（田上更生君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。
- なお、教育長 佐藤増夫君から公務のため欠席届があつておりますので報告いたします。
- お諮りします。
- お手元に配付しております日程に従つて議事を進めたいと思います。
- ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがつて議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問

- 議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。
- 順番に発言を許します。4番 芹口誓彰君。
- 4番（芹口誓彰君） おはようございます。4番 芹口です。
- 今回は通告をしておきましたとおり、ソフトの村の現状と今後の取り組みについて、町の考えについてお尋ねをいたします。
- このソフトの村につきましては、ソフトウェア関連の企業を集積し、立地させるということによりまして、新しいタイプの地場産業を創設して、地域の振興を図る目的で平成2年度から用地買収に着手して以来、ソフトウェア関連の企業の誘致が行われてきましたが、バブル崩壊後の景気低迷等によりまして、現在まで1社の誘致もできていない状況でございます。町や県におきまして、これまでそれぞれの担当部署で誘致に向けて努力はされてきましたが、企業誘致は非常に困難な状況でありました。したがって、私の在職中からの懸案事項でもありましたので、ソフトの村の現状と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。
- まず、昨年の7.12九州北部豪雨災害においてこのソフトの村一帯の地域は多大な被害を受けたところでございますけれども、この災害での被害の状況及び復旧の状況についてお尋ねをいたします。
- 議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。
- 政策推進課長（甲斐敏文君） おはようございます。
- 4番 芹口議員のご質問にお答えいたします。

昨年の7月12日未明の豪雨災害により、根子岳からの土石流が発生し、阿蘇ソフトの村の山林の一部を飲み込み、その崩壊により、立木、土砂が大量に流出しました。町は現地調査を行った時点において、県の担当課である産業支援課に写真とか、図面等を送信し、早急なる対応策をお願いしたところです。7月13日以降の県の担当者町による調査で全壊区域は約1.1ヘクタール、そのうち県有地が約0.6ヘクタール、民有地が0.5ヘクタールと推定されております。そのほか、計画区域内の町道とか林道、河川につきましても、陥没、崩壊、流木等が発生しております。県としましては、当面台風等による町道等への新たに流木、土石の流出を防ぎ、新たな災害を未然に防止するための応急策が必要、優先であると判断し、1,200万円の予算を専決処分されまして、町道隣接部分の流木の撤去とか、土のう設置などの応急工事、並びに官民境界等の測量設計を昨年の9月までに実施されております。それにつきましては、町も確認済みであります。

また、本年度、25年度におきましては、2,600万円の予算で野積みをしておりました流木の撤去を実施され、本年6月に完了しております。同じように、町においてもこのことを確認しております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいまの答弁では、災害復旧につきましては、県は専決処分1,200万円の復旧予算を計上して、流木の撤去と土のうを設置するなどの応急工事を行い、さらに25年度におきましては2,600万円の予算を計上して野積みしていた流木の処分をして、6月に完了したことを確認したというような答弁がございました。本格的な二次災害の防止とか、また、恒久的な復旧工事を今後されるような予定はないのかどうかお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） はい、自席から失礼いたします。

根子岳で発生した土石流は民地の山林を経由しまして、ソフトの村の一部の山林に流入し、立木は壊滅状態でした。その面積は先ほど申しましたように、約6反で被災直後の姿は土石流と流木ですね、見るも無残な姿となっております。

質問の二次災害防止や恒久的復旧工事の予定についてですが、県の担当課に尋ねてみましたところ、根子岳を基点に土石流が発生し、民地を通して県有地に流入しているため、県有地のみを復旧しても抜本的な復旧としないと考えておられるということでした。したがって、上流部における治山工事とか、林務サイドで行われ

ておりますけど、その工事が恒久的復旧工事ととられているということでした。ソフトの村のあります県有地につきましては、広葉樹を植栽する等の予防手段はありますが、とりあえずは、今後の取り組みを見極めた上で対処したいという返事をいただいております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいま答弁がございましたけれども、やはり災害の防止とか、恒久的な復旧工事を行っておくことが今後企業の誘致を行う上でも重要というふうになってまいりますので、ぜひ県に対しましては、今後抜本的な対策につきまして、強く要望していただきたいというふうに思っております。

次に、平成17年6月には町長名で阿蘇ソフトの村実施計画の見直しについての要望が県知事宛出されております。また、同年7月には、高森町議会からも阿蘇ソフトの村の実施計画の見直しについての要望が、県議会議長宛提出をされておりますが、このような要望に対しまして、県からの回答がなされていれば、どのような回答があっているのかお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 芹口議員が言われるように、確かに平成17年6月、当時の県知事宛、また7月には県議会議長宛に町から要望書を提出しております。その内容につきましては、ソフトウェア関連のみでなく公営施設を含めた多目的、多角的に誘致が図れるよう門扉を広げてくださいというような要望書を出しております。また、平成22年4月には、商工観光労働部長と県議会議長宛に企業誘致に積極的な協力をという主旨でですね、同じように要望書を提出しております。要望書に対する県の回答ですけど、あくまで口頭ですけど、環境重視の企業誘致に限定するという事です。また、周辺住民との十分な協議及び同意を得ることと。したがって、町のほうから今後計画書が提出されるであろうというのが妥当であれば、それは県のほうで判断した上で同意するというふうな回答を得ております。

先ほど申しました要望書の提出につきましては、平成17年におきましては、企業誘致の名のもとに、つまり矯正施設、刑務所の誘致。また、平成22年におきましては、食鳥処理場の建設を進める意図があったものと思われまます。したがって、この2つのことにつきましては、県が先ほど言われております、環境重視とは言い難い状態であったというふうに考えております。いずれにしても、誘致や建設まで至っておりませんので、まだ白紙の状態が続いているということでありまます。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） これまでの町からの要望事項に対しましては、現在は白紙の状況であるというような答弁でございますが、県は2012年度の包括外部監査で塩漬けとされた松橋の収蔵敷地、それから氷川警察署の移転予定地、そしてソフトウェア関連企業の集積を狙った高森町の阿蘇ソフトの村予定地、19万平方メートルの3件につきましては、計画取得から一度も利用化されず、未利用のままで、事業計画に問題があると指摘をされて、知事も今年の8月の定例記者会見で地元の意向を踏まえ、利活用または売却を早期に検討されるよう所管部局に明らかにしたということが報道されました。このようなことから、現在、県はこのソフトの村の用途、また条件としてソフトウェア関連企業、またその関連企業の福利厚生に限定しないという考えになってきたのか、また、取り組みについて何か県からのご報告を受けておられるならばお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 今回の災害で、企業誘致するにしても、県から町が土地を譲渡してもらうにしてもハードルが高くなったのは事実ですし、今後の災害においても国・県では、考慮されると思いますが、一度そのようなことが発生するとその後の対処は大変厳しくなると思われまます。ソフトの村の用途や条件については、先ほど申しましたように、22年までは要望書を提出しておりますが、22年以降特段町からの要望は行っておりません。ですから、先ほど回答を申し上げましたが、特段変わるものではありませんが、現在、県の担当者としての考えとしては、今後は地元、特に元の地権者ですね、の意向を踏まえた上で各関係機関とも協議しながら、土地の有効活用、または処分の検討を進めていくこととするというふうに言われております。ですから、町としてはですね、かなり門扉が広がっているというふうにとっているわけです。

なお、今議会終了後ですね、10月上旬、県の担当課長とですね、町長でソフトの村の利活用について協議する場を設けることとしておりますので、そのときに正式に県の考えを聞くこととしておりますので、そのことを申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 答弁のように、町や地元の意向も踏まえ、有効活用また処分の検討をしていくというふうなことでございますけれども、私もこの用途の用途、条

件をですね、ソフトウェア関連に限定することなく多角的見地から広くその利活用を検討する時期にきているんじゃないかというふうに思っております。このソフトの村は、計画当初よりも格段に交通アクセスもよくなっておりますし、阿蘇が農業遺産に登録をされました。豊かな自然も豊富に残っております。光ファイバーの整備もされることになりました。そこで、用地の用途、条件をソフトウェア関係に限定することなく、広く利活用されることになれば、観光振興あるいは地域の活性化のためにいくらかでも利活用できるものだというふうに思っております。

今後、県の担当課長と意見の交換が予定をされているとのことでございますけれども、町はどのような方針で臨まれるのか。今後も県の施策に任せていかれるのか。また、町独自の利活用を模索していかれるのかについて何かお考えがあれば町長にお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番 芹口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、4番 芹口議員のですね、今回の一般質問の質問の内容につきまして、大変非常にわかりやすい言葉で言うと、非常に熊本県全体の中のですね、懸案事項が高森町にあるということで、県の知事部局も非常に重く思っている問題です。その問題についてですね、しっかりご質問なされたことに関しまして、非常に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

先ほどより議員の質問に担当甲斐課長がお答えしたとおりでございます。はっきり申し上げまして、環境に配慮しなければいけない。高森町がこれまで提案したことは刑務所の誘致、食鳥最終処理場の建設、それにおいては、非常に環境に適していないということで、県としてはできないというような方向性を持っておったわけでございます。そのあと、先ほどおっしゃいますように、広く少しは門が開いたのではないかというようなコメントも県の部局のほうからいただいていることも事実でございます。

そういう中で、昨年7月12日に九州北部豪雨災害がありまして、やはり県・国、特に国としては、上の部分に強い砂防堰堤をつくることによって、要は、ソフトの村の県の保有地ですね、あそこは災害に今後あうことはないというような見解でおるわけでございますが、実際果たしてそうでしょうかと、やはり今までつくった砂防堰堤が去年の7.12の災害では一気に流されて見るも無残な形になっているのはご承知のとおりだというふうに思っております。そういう中で、県としては最大限にできる工事はやる。民地がかかっているのです、町としても単独でも何か予算を

つけてでも利活用の方法があればぜひ考えていただきたいということで、今後、9月のこの議会が終わりました、先ほど申し上げましたように、県の部局と話を進めていくことは事実でございます。

また、これは議員がおっしゃったように、昭和61年に策定をされておりますインテリジェントバレー構想ですね、その中にこのソフトの村の構想が含まれているわけですが、やはり25年経ちまして、交通網やインフラの整備はできております。ですから、前よりもですね、環境的には整っているのではないかとこのように思っております。しかしながら、現状で1社も誘致ができてないというのが事実でございます、その要因といたしまして、もちろん刑務所や食鳥処理場は適してないというのは、私も思っております。しかしながら、今後ですね、今年、来年で光ブロードバンド、要は、企業誘致のですね、この環境インフラについては、これで第一歩進むことになっておりますので、これも第一歩であり、また、またこれも先ほどおっしゃいましたように、世界農業遺産の認定に関しましても、そこでやはり一歩進んだのではないかとこのように思っております。そういう中で、町単独の考えというのは現状いきついておりません。しかしながら、逆に提案が出てきております。その提案の一つが、これは実現するしないは別といたしまして、やはり町内でのですね、住民の方、阿蘇フォークスクールの方からですね、アートの森構想というのが実は提案が持ちかけられております。これは内容につきましては、まあそこは根子岳の麓で大変大きい雄大な自然でございます。現在、阿蘇フォークスクールでは、ジェネシス起源展というこの起源展を今年で4回目になりますが、実施されております。大変今まで好評であることは周知のとおりだと思います。去年までの3回までの実績を踏まえ、日本を代表するアーティスト池田一さん、かなり有名な方ですが、この方をはじめとしてですね、世界のこのアーティストに呼びかけて、作品の制作を行う場所としてどうか町単独でできないかということでございました。非常にですね、その構想についてはですね、素晴らしいものがあるなというふうに思っておりますが、まだいかにせん阿蘇フォークスクールさん単独の構想であり、実現にはかなりの時間と、また労力が伴われると思っております。芸術的な利用ということに関しては、大変その部分に関しては賛同できる場所はあるのではないかとこのように思っております。

もう1点、現時点で私の考えといたしましては、やはり今からの時代の、これからの時代に適したエネルギー産業が着実に伸びるということは、これはもう予想できることでございます。例えばの話、県から可能な限りですね、安い値段で譲って

いただき、再生可能エネルギー、今わかりやすく言うとメガソーラー等々をですね、運営する企業を誘致するという事は、ひとつの考えの方向性ではないかなというふうには思っております。しかしながら、ぱっと考えるだけでわかると思いますが、やはり根子岳のあの雄大な自然の中に環境エネルギーの施設がどんとできることは、見た目の問題、景観、すなわち景観にそぐわないということではあるというふうに考えておりますが、その件も含めまして、今後県の担当部長、課長と話を積み上げていかなければいけないというふうに思っております。芹口議員が行政の担当をなされてたころからの懸案事項、また蒲島知事においても、議員がおっしゃるように、あと3つだけ懸案事項があるんだと。そのうちの 하나가実は高森町ですということをおっしゃっております。ぜひですね、住民の皆さんが大半の方がよかったと言われるような方向性を町といたしましても、県とまずは協議をして、その中で町独自の考えも申し上げた中で作り上げていくことができればというふうに思っております。また、その節にはですね、議会議員の皆さまのですね、ご意見、特に地域の皆様のご意見等々も踏まえて話し合いには臨んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 先ほど言いましたように、知事は外部監査の指摘を受けまして、地元の意向を踏まえて、利活用また売却を早期に検討するようにされたというふうなことでございます。このことは解決に向けて一歩前進したのではないかなというふうに思っております。すばらしい条件下にあります土地ですので、ただいま町長が答弁されたことも含めまして、今後地元とも幅広く意見を聞いて、有効な利活用につきまして検討されるようお願いをいたしまして一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君の質問を終わります。

3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） おはようございます。3番 興柁です。

今回は通告いたしました直販所施設について及び観光立町と環境美化活動について質問をさせていただきます。

まず最初に、高森町ツーリズムビジネス研究会の活動状況についてをお伺いをしたいと思います。町長は公約であります観光立町の実現に向けまして、観光立町推進基本条例制定とともに、現在の観光の状況を打開するために資源の選択、そして集中的な投資によりまして、高森町の観光振興を目指しておられます。その現状を

打開のため2名の研究員の指導のもと、各地で数回に渡る研修会、または講演会等が開催され、町民の士気の高揚を図られ、通過型観光地から滞在型観光地への移行、新たな観光ビジネスを目指し、交流による産業の構築に向けて、昨年高森町ツーリズムビジネス研究会が設立されました。この高森町ツーリズムビジネス研究会の内容、また今までの活動状況について説明をお願いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 3番 興梠議員の質問にお答えいたします。

まず、ツーリズムビジネス研究会の内容とか、活動状況についてということですが、ツーリズムビジネス研究会につきましては、将来の子どもたちに誇れる高森町の実現を合言葉として、物産、休憩、情報センターの建設を目標に昨年11月研究会規約を制定しまして、ただいま勉強会とか、講演会を中心に活動をしていきました。そのような中、総務省の過疎地域等自立再生緊急対策事業、これ100%補助の事業なんですけど、の認定を受けたため、現在、ツーリズムビジネス実践事業として3つの講座、直販所講座と加工品講座、それにツーリズム体験講座を開設しまして71名の会員のもと、勉強会を中心に行っております。この事業の中心的役割はですね、先ほど議員が言われましたように、観光まちづくり研究員ということで、うちのほうに江藤さんに来てもらっております。それとツーリズムビジネス研究員ということで、大野さんに来てもらっておりますけど、この2人の研究員が中心になって行っております。

まず直販所講座ですけど、直販所の実践者である福岡県ですね、筑前町にあります南の里の元館長の福丸さんという方を講師にお招きしまして、直販所のイロハを学ぶ勉強会をですね、年間5回計画しました。現在、2回が終了しております。また、実際にですね、テントでの実践販売も計画しております、第1回目としては、もう先日行われましたけど、カルデラ音楽祭のときに実際にテントでの販売を行っております。この前ですけど、視察研修にも行ってきております。南の里を訪れまして、直販所建設から現在まで携わっておられる筑前町長の田頭町長のお話を聞いて、直販所の建設とか、運営の難しさとか、厳しさを実感してきた次第です。

次にですね、加工品講座ですけど、これは加工品づくりのプロであります尾崎さんという方を講師にお招きしまして、高森町の資源を生かし、売れる特産品づくりを学んでいます。これも同じように年間6回を予定しまして、現在4回が済んでおります。実習を交えた講演でですね、非常に好評を博しております。

最後に、ツーリズム体験講座を開設しておりますが、これはですね、町内を中心

に様々な人々、名人ですね。例えば、料理とか、炭焼きとか、工芸、田舎暮らし、そういうような方、名人からですね、技を学びまして、将来的にそれらの技を生かした農家民宿とか、農家レストランを運営するような勉強会を実施しております。これにつきましては、調理体験を含み年間5回を予定しまして、現在2回が終了しております。

以上、ツーリズムビジネス研究会のですね、活動状況について報告いたします。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 町長ですね、観光立町の政策で、現在各地ですね、地域再生に向けていろんな方が今現在立ち上がって、頑張っておられると思います。ぜひこの2人のですね、研究員の指導のもとに、町のほうもよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、町内ですね、空洞化が言われ始めまして久しくなりますけども、この高森町ツーリズムビジネス研究会の成果を大変期待するものでございます。高森町には、以前から高森町観光協会がございまして。この観光協会と研究会の融合は図られているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） ツーリズムビジネス研究会と高森町観光協会の融合ということですけど、そもそも現在行っている研究会の事業ですね、それと観光協会の事業が目的が違います。ですから、融合が図られているということは言えないというふうに思っております。しかし、先ほどお答えいたしましたとおり、研究会員71名の中にはですね、多くの観光協会の会員の方が含まれております。観光協会の今後のあり方についてですけど、今観光立町推進基本計画を策定中ですけど、その中で現在討議中でありまして。その討議をやっている内容につきましては、現在の観光協会とはですね、別組織を設立して、地域資源の提供のもとにコーディネートまで行うような、つまり観光関連業種だけではなくてですね、町内のあらゆる産業にもつながるような組織を検討中でありまして。もちろんそのことにつきましては、観光協会長や観光協会の事務局の意見を聞きながら現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 今の説明によりますと、観光協会と研究会、別な組織という認識でよろしいですか。将来そういう形をつくられるということで理解していいわけ

ですかね。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） はい、興柵議員言われるように、そもそもの目的が違
うと思いますので、研究会と観光協会が別々、独立させたいというふうに思ってお
ります。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柵壽一君。

○3番（興柵壽一君） 最近ですね、交流センターにおきまして各種イベントが開催さ
れております。そして、いろんな特産物、加工品等の直販が行われて大変な賑わい
を見せております。町民の中には、軽トラ市とか、朝市の開催を希望される方も少
なくありません。今回の高森町ツーリズムビジネス研究会の実践事業におきまして
も、直売所、それから加工品講座会員におかれまして、高森町の資源を生かした
売れる特産品を考えるということから、最終的にはどうしても直売所施設が必要か
と思われまます。第2回の定例会におきまして、制定されました高森町観光立町推進
基本条例に地域特産物の販売のための施設整備等を謳ってあります。町長の公約に
もございますけども、販売所の施設について謳ってあります。町長におかれまして
は、残された任期期間中におきまして、今後、この直売所、販売所におきましてど
のような計画を持っておられるかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番 興柵議員のご質問にお答えいたします。

まずはですね、今議員がご質問をなされて甲斐課長がお答えをした流れがあるわ
けでございますが、まとめさせていただきます。先ほどですね、1点だけ課長のほ
うが別々な組織という表現を出されました。これは何も観光協会を横において全く
違うことをやるということではございません。今の国の補助金制度や非常にこの事
業採択のときにですね、やはり新しい組織やもしくは行政主導型の組織のほうが非
常に補助率が高い補助金をいただいたり、採択をいただいたりすることがございま
すので、その中にですね、観光協会の協会の方ほとんど入っていただいてやって
いきたいということが今の政策推進課のですね、本音だというふうに私は認識いた
しております。

その上でですね、まず今議員がおっしゃいました、私の公約ということで直売所
施設ということでしたが、私が選挙に出た時の政策集に施設の設備につい
ては明言いたしておりません。私が書いておりますのは、高森町に現状ある施設の

中から地元の商品だけに絞った拠点づくりを例として挙げたい。また、例えば、もう1点言うならば、アンテナショップの設立については前向きに検討したいというふうに、選挙に出た時点では述べております。その後、観光立町基本条例、稼げる高森町にするには、やはりこの施設整備が、完全なはっきりわかりやすい言葉でいうと直売所の建設について、これは必要であるという判断のもと、まずはやる方向性でこれを考える。そしてやるためには国から、県からの補助等をですね、計画づくりに対しての補助等をしっかりとらなければいけないということで、国の総務省の採択事業で高森町を採択していただき100%の補助をいただく。そして、その上で先ほど甲斐課長が言われました、今回の直売所建設について、将来の子どもたちに誇れる高森町づくりを合言葉ということをメインに規約をつくらさせていただきました。

そこで、私が常々興梠議員にも言ってるとは思いますが、果たして、将来の子どもたちに誇れるまちづくりの中の観光直売所と考えますと、2、3年、もしくは5年、10年で右肩下がりになるような施設ではだめです。ということです。だからこそですね、やはりソフトの部分、人づくりの部分、それをみんなで出し合って、つくるぞという方向性のこの第一歩のこの部分、コンセンサスの部分が大変重要です。だからこそ時間をかけてこれを今各地で行っていることとさせていただきます。その上で、第2回定例会で可決承認をいただいた、高森町観光立町推進基本条例の第8条に規定する、選ばれる観光地の形成で、地域特産物の販売のための施設整備を重点的に講じるということを入れさせていただきました。

これが今まで私が就任してから現在までの流れでございます。その上で興梠議員の質問にお答えさせていただきますが、平成25年、26年度でソフトに関する部分、つまり直売所を建設した上で、基本的に見つけていかなければいけないこと。将来の子どもたちに誇れる高森町の中の直売所という位置付けを行うためにも、この部分が大変重要だということは、先ほど申し上げました。それを25年、26年でマスターする。見につける。その上で27年度以降にハード事業に取り組む計画というふうになっております。

例えば、25年、26年のソフトの部分に関して言いますと、野菜の直販を例にとりますと、出荷者の取りまとめ、野菜の供給方法や残留農薬やクレームに対応、そしてほかの直売所との競合、もしくは市場調査等がこれは非常に必要になります。なぜならば、俵山トンネルを越える前、要は、熊本市内から熊本高森線に入りますと、高森に来るまでに萌の里、あそ望の郷、また益城町やこの西原に入るまでの自

治体。私は政策説明会で申し上げてますように、県や国は非常にモデル事業にできるような町、たくさん熊本市の周りにあります。そういうところに建設ラッシュがあるというふうに聞いております。だからこそやはり一番ですね、消費のターゲットとした場合に考えられる、熊本県内で、高森で直売所をつくって、その消費をする一番多い部分というのは熊本市からのやっぱり来客、これはもう人口的にもそうでございますので、そこを考えた場合、その手前の益城、嘉島、御船、建設ラッシュ、そして西原にはある、南阿蘇村にはある、現実には。これを考えますと、かなりの苦戦というのは予想がつきます。そんなに商売は簡単ではございません。だからこそただ単に直売所をつくる、やりたい、何するということじゃなくて25年、26年度にソフトの部分をしっかり身につけた上で、27年度の基本計画にあげていかなければ、私は最初に言ったような、将来の子どもたちへ誇れる高森町の中にある直売所ということは実現不可能だというふうに思っております。

今後は、もちろん今申し上げましたように、27年度に向かって、このソフトの部分をしっかり身につけていただいて27年度のこの基本の計画のですね、建設の計画に向けてしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、草部北部の地域のこの活動につきましては、興柁議員が先頭になってなされているということもお聞きいたしております。今後ですね、特に今来ている研究員さん2人は専門職でかなり優秀でございます。ぜひ有効に使っていただいて、いい形で草部北部の活性化もできることをさらに協力をお願い申し上げまして私からの答弁とかえさせていただきます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 私たちの目から見ればですね、どうしても成功している事例とか、場所とか、そういう施設にすぐに目がいけます。例えば、西原の萌の里、そすと久木野のあそ望の郷ですか、そういうところに目がいって、高森町にもつくっていただければああいう人の流れとか、そういう集客ができるんじゃないかと、そこにすぐ目がいくわけですね。今先ほどから説明がっております将来の子どもたちに誇れる高森町の実現、これが最終的な目標だと思います。研究会員をですね、募集をされる際に出されているこのイメージ図では、先ほど説明がっておりますように、ソフト事業が26年度まで、それから27年度以降にハードについて計画をなされるということになっておりますけども、現在25年、26年度においてもソフト事業については継続されて現在のような事業を実践をなさるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 興柁議員の質問にお答えいたします。

興柁議員もこの将来のイメージ図をお持ちだと思いますけど、第1期ということで、今年度先ほど申しました講座を開いております。第2期ということで、26年度に講師を変えてですね、違った面からまた学習していきたいというふうな考えを持っておりまして、第2期、26年度も同じようなことで進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） はい、どうかよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、環境美化活動についてお伺いをいたしたいと思っております。観光立町をですね、最終的に成功させるためには、美しいまちづくりを目指す必要があるかと思っております。平成6年に制定されております高森町環境美化条例によりますと、町民等はみだりに道路等に空缶、ゴミ等を捨ててはならないとあります。ポイ捨てにつきましては、議会報告会においても指摘をされてきております。町内各地を通ってみますと道路沿いに空缶等が目立ったりしておるところもございます。各地におきまして老人クラブ等、または企業あたり、各種団体におきまして空缶拾いのもので、ボランティア活動がなされている現状でございますけども、現在、高森町におきまして環境美化活動の、活動の現状をですね、お伺いをしたいと思っております。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 環境美化に関しましては、議員が言われるように、平成6年に制定しております高森町環境美化条例及び環境美化条例施行規則があります。この条例はですね、町民や高森町を訪れる方々の環境美化の意識啓発によるゴミの散乱防止を目的としております。この条例は、各町村の境にポイ捨て禁止という看板を見受けられたことがあると思っておりますけど、当時ですね、平成6年に阿蘇郡の町村が一体となつてですね、この同じ条文でこの条例を制定したものであります。しかしですね、正直申し上げまして、あまりこう機能してないところがありまして、個人の自主性に任せているという現状であります。美化活動の現状につきましては、町内ではですね、各老人会が率先してクリーン作戦とかを実施されております。担当としましては、大変感謝を申し上げているところでございます。

また、県の自然保護課が提案しまして、自然公園における全国一斉美化清掃運動。これは8月の4日に行われておりますけど、本町からもですね、パークボランティア

ア10名が参加して清掃活動を行っております。

また、町単独の取り組みとしましては、ポイ捨てとか、不法投棄に対処するために昨年の8月から不法投棄パトロール監視員及びその不法投棄を処分する事業を県の緊急雇用対策事業で取り組みました。委託先は、阿蘇フォークスクールのほうに委託しまして、3名の監視員をもって規制を行っていたわけですが、県の緊急対策事業はですね、本年7月に終了しております、現在は行っていないような状況であります。

またですね、先ほどから出ております高森町観光立町推進基本計画ではですね、環境美化に関する具体的な施策については謳っておりません。しかし、本年度策定しております基本計画ではですね、景観という中でゴミ放置に関する対策を盛り込むこととしております。ですから、今から盛り込みますので、今後このゴミ放置に関する対策も計画書の中に入れてくるということになります。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興梶壽一君。

○3番（興梶壽一君） 条例の中に町民等は町の実施する施策に協力しなければならないということがございますので、どうか町の積極的な施策をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後にゴミ収集についてお伺いをしたいと思います。RKKのデータポンの配信によりますと、高森町警察署より管内では廃棄物の不法焼却が多発しており、ゴミを出す際には、決められた日に、決められた場所に持ち込んで処分しましょうとございます。現在ですね、町内におきまして高森、色見地区と野尻、草部地区の2つに分けてゴミ出しカレンダーにおきまして計画的に町内、全町内ですね、ゴミ収集がなされているところでございます。野尻、草部地区におきましては、地理的、それから費用的な問題もあろうかと思っておりますけれども、収集の回数ですね、これを見ますとあまりにも地域格差があるかと思っております。先ほど言いました、不法焼却の一つの原因でもあろうかと思っております。可燃物におきましては月2回の収集ということの少なさにも原因があるかと思っております。こういった問題を捉えまして、野尻、草部地区の可燃物の収集につきまして収集日を増やす考えはないかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 3番 興梶議員さんのご質問にお答えいたします。

ゴミ収集の現状と可燃物収集日の増設についてということでございますので、私

のほうで答弁させていただきます。

ゴミ収集の現状についてでございますけれども、高森町管内の収集箇所が現在278カ所ございます。指定の曜日に住民の方が出されたゴミを収集車が集めてまいりまして、一端南部中継局に集め、集めたゴミを阿蘇市の大阿蘇環境センター未来館へ持ち込み処理しているところであります。可燃ゴミにつきましては、固形燃料として再利用し、それ以外のゴミにつきましては、未来館内での作業で委託業者により処理を行っているところであります。生活様式の多様化、世帯数の増加等で多量のゴミが町内から排出されているのが現状であります。先に、月2回の収集とのお話がありました。可燃ゴミの収集日につきましては、高森、色見地区におきましては週2回、野尻、草部地区につきましては、先ほどおっしゃった月2回の収集と第2第4水曜日に各出張所まで住民の方が直接持ち込まれた分につきましては収集しているということでございますが、直接持ち込みにしなくても高齢化が進みまして、車を利用できない方等も増えておりますので、なかなか厳しい状況じゃなかろうかなと、実際思っているところであります。

阿蘇広域組合で、阿蘇郡管内のゴミを共同しております状況から、可燃物収集日の増設につきましては、町単独では決定はできません。そういったことで、議員のほうから質問の通告がありましたので、早速広域行政事務組合に出向きまして、収集回数の見直しについて協議をまいりました。現在、その結果待ちというところでございますけれども、引き続き、収集日の増設に向けて取り組んでまいることといたしております。

また、仮にということでございますけれども、収集日の増設が可能となりました場合は、その実施日としましては、毎年収集の年度計画によりますカレンダー等の作成によりまして、その年間の収集日をお知らせしているということもございまして、今後広域組合、収集事業者さんと協議を重ねました上で実施となりますので、協議が早期に整ったとしましても、来年度以降ということを想定いたします。

いずれにいたしましても野尻、草部地域の収集日の増設につきましては、今後早期に増設できるよう努力をまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番 興柁議員のご質問のゴミのですね、収集のこの収集日を増やしていただけないか、考えはないかということで、担当の村上課長がお答えしたとおりでございます。

まずですね、3番議員さんがご質問の内容で言われました、データポンにそれが掲載されてたと、まずは環境美化のほうでゴミのポイ捨ての問題ですね。このデータポンの活用が議員さんにおかれましてもなされているということは、大変有意義なことだなというふうに思っております。やはりですね、大事なことはデータポンが現在10%から15%、もしくは20%以下の視聴率しかない。まあ視聴率というか、そのぐらいしかないということが言われておりますが、今後高森町が光ブロードバンドの整備におきまして、今回やる手法というのは、これが100%になりますので、今議員さんが感じられたこと。データポンを見て、情報を入れられたこと等々につきましても、全町民の方が、全戸の方がですね、非常に今までよりも情報を収集しやすく、見やすくなるということも今後ですね、ポイ捨てについて、環境美化については、一つの抑止力につながるのではないかとこのように思っております。

それと先ほどおっしゃいました、ゴミの収集日の増加につきましても、今年より現行の職員を出張所に置いております。1名ずつ。何回か政策説明会の中で申し上げましたが、効果として挙がっていること。1件ずつくまなく全戸回らせておりますので、やはりその中で、草部、野尻の住民の方からこのゴミの収集日の増設等々について、できないか、あと、誰が考えても2週間に1回だったらもうやはり臭くなったりですね、異臭が出たりいろんな問題があるのではないかとこのことも、直接草部、野尻の出張所に現行の職員を置いて回らせてることによって、私にもものすごく入ってくるスピード感が増しているということもご報告をさせていただきます。

議員は今回一般質問の中でこの問題を取り上げられましたことは、ちょっと前ですね、実はこの問題を話し合ったことがあるんですが、広域の中で高森町以外にも求められているところがございます。広域の議員さんもこの中には、議会議員の中にはいらっしゃると思いますので、問題に関してはご承知のことかなというふうに思っております。結論から申し上げますと、町単独ではできない、やはり阿蘇7市町村のですね、ある意味合意等々が必要でございますので、最短で来年の当初、すなわち来年というのは4月以降ということでございますが、それまでの半年間の間にまた議員さんにおかれましてですね、いろいろご意見を聞かれたり、またどうしてもどうにかしてくれないと、やはり地域は高齢化してますので、どうにかできないかということに関しましては、出張所に直接職員も配置いたしております、若手の。どんどん使っていただきたいし、できる限りですね、解決をしていきたい。そして来年度に向けては、今村上課長が申し上げましたように、正式に提案をいたしております。

ますので、また広域議員の方もいらっしゃいますので、ぜひとも後ろからのおささえをいただきまして、ぜひとも回数を増やしていけることができればというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興梶壽一君。

○3番（興梶壽一君） どうかよろしくお願いを申し上げます。

最後に、ゴミ処理をですね、社会問題と捉えまして、ゴミを排出することはですね、大変困難な身体障害者、それから高齢者世帯等を対象に、ゴミ、資源物を戸別に収集して、在宅での生活、支援をしている自治体もあると伺っております。戸別収集となれば、先ほどから言いますように、経費的な問題も出てくると思えますけれども、身体障害者、それから高齢者にやさしいまちづくり、清潔で美しいまちづくりを目指して行政によるご指導をお願いして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（田上更生君） 3番 興梶壽一君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） おはようございます。2番 後藤です。

昨年の豪雨災害の記憶も鮮明な中、今年の梅雨時期が心配されましたが、例年がない早い時期での梅雨明けと、連日の猛暑日により、町民の皆さまには体調を壊された方も多かったのではないかと思います。さらに、8月末から9月初めにかけて、台風15号、17号の九州上陸の報道により、収穫時期を迎えられている農家の皆様には大変な心配をされたことと存じますが、幸いなことに、その台風の影響もほとんど受けることなく、今その収穫に励んでおられることとっております。

ただ、日本全国では、度重なる豪雨や竜巻により大切な家屋等を被災された方々

はたくさんおられます。謹んでお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、今回の質問は、現在、町長が各地域で実施されている町長の政策説明会に参加し、私自身が感じ、今後こうあって欲しいとの思いから通告のとおり、幾つかのことについて町長の考えをお伺いします。

まず今回の政策説明会は、昨年に続き2回目ではありますが、第1回目は就任2年目の平成24年度に初めての政策説明会として実施されました。本来ならば、平成23年4月、町長就任後の6月定例会で自分の考える当初予算を編成し、その後、政策説明会の考えがあったものと思っておりますが、ご承知のとおり、前町長の任期最後の平成23年3月の定例会で既に平成23年度当初予算が計上され、成立していたことから、町長はその予算を注視され、1年後の開催になったものと思っております。なぜ私がこのようなことを申し上げるかと言いますと、町民の方々も既に感じておられることと思っておりますが、少しずつではありますが、高森町が変ってきていることを肌で感じておられるからです。私も就任当初に町長の考える予算を計上できていれば、その変りようも今以上に大きかったのではと思うからです。私自身役場に長く在籍しておりましたが、今回の政策説明会ほど細部に亘って詳しく、また町民の方々の参加もまあまあだったような記憶をいたしております。その変化の要因は何だろうと考えたとき、それはまさしく町民の声が政策に反映され、スピード感と実効性があるからだと思っております。本日、この議場に参集されている皆さん、そう感じませんか。

最初の質問ですが、今私が申したことを含め、また小さい地域での開催で多くの時間を要する政策説明会を町長はどのような考えで、また町民に何を求めて実施されておられるのかお伺いします。

お願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番 後藤三治議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず平成24年度、そして今年の25年度の各地、なるべく小さい単位での政策説明会を行ってまいることにつきまして、議会議員の皆さまのこの協力、そして今日の傍聴者の方も含めまして、町民の方がですね、約2時間に亘る時間を費やして、足を運んでいただいていることに関しましてお礼を申し上げたいというふうに思います。

通告どおりの質問ということで、歴代町長の中で、これほど詳しく政策を語られた方はいないと。また、どのような考えで、町民に何を求められているのかという

ことでございます。

まずは、どのような考え方なのかといいますと、やはり私は現場主義を、町長としては重要視するべきであるということを政策集にも述べております。そして、言葉だけではない、住民提案型の確立をするためには、そこ2年、3年、5年では、私は難しいのではないかと考えております。それはなぜかと申しますと、先ほど2番議員さんが行政職員の頃のお話をされましたが、やはり本当の意味で住民提案型の施策が定着しているかという、私は違うというふうに思っておりますので、なるべく小さい単位、できれば公民館単位でやりたいということを率直に今行っている最中でございます。その上で、当高森町町長に私が就任後感じましたのは、このうわさとか、この部分というのが大変多いのではないかと。だからこそ直接真実を伝えることが1点、そして説明責任をその伝えることで果たした上で、先ほど言いましたように、住民提案型、すなわち多くの声とか、意見とかというのを聞かなければいけない。その上で明確な政策を打ち出していかなければいけないというふうに考えております。そのためにも、特に情報公開にこだわってきましたが、来年以降は光ブロードバンドの実現に伴い、全国で類をみない100%の視聴率を可能にできる今回の整備となるわけでございます。政策説明会もそうでございますが、ある意味テレビを通じて、わかりやすく、好きな時間に住民の方が情報を聞くことができるということも、また来年一つこの将来の住民提案型の実現に向けてスピード感が出るのではないかとこのように思っております。

2番議員さんがおっしゃいましたように、平成23年度は当初予算が正直申し上げまして組まれておりました。私が組んだ予算ではございませんので、なかなか私が直接それをどういうビジョンでやるかというのは、そもそもそれが間違いのことでございますので、私は23年度中というのはいりませんでした、24年度中にはやらなければいけないと思っておりましたので、そこは2番議員さんが先ほどおっしゃっていただいた考えと私の考えは合致するところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいま町長の政策説明会に対するしっかりした考えをお聞かせいただきました。特に、町長の信念は、仕事はまっすぐ折れずにやりぬくとありますが、私が思うには、その信念にスピード感を加えられてはいかかなというふうに感じております。実際、政策説明会に参加した者としては、皆そう感じているのではないかと考えております。ただ、そのスピード感も理想のあまり失敗した事

例もたくさん過去にありますので、その使い方は慎重にお願いしたいと思います。

次に、平成25年度においてたくさんの方の新規事業に取り組まれています、その一つであります、自主的な地域づくり活動に対するバックアップについてお聞きいたします。この質問は、先ほどの質問と重複するところがありますが、町長は町民に何を求めて、その結果、将来はどうあってほしいのか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼させていただきます。次の質問で平成25年度の新規事業で、自主的な地域づくりに対するバックアップを上げられておりますが、町長の考えの将来像、まあ町民の皆さんにどういうことを求めるかということでございます。今年のこの地域コミュニティ活動推進助成金ということを今年は計上させていただきました。これはですね、平成25年度の新規事業で自主的な地域づくりに活動するバックアップというところの施策でございます。この内容というのは、地域の独自性や自主性を尊重、推進するための補助金制度ということでございます。もともとこの自主的な地域活動に関する質問を2番 後藤三治議員から昨年一般質問でいただきまして、その中で各地に対するそういう思いはいかがなものかと、どう考えられますかということでしたので、来年度それは考えるべきだということ、私なりにスピード感を持って対応したつもりでございます。しかしながら、その中で過去の高森町に若干見られた傾向でございますが、補助金を出すと、額も含めましてある程度大きい補助金になりますと、補助金目当ての事業や地域づくりになって、結果的に何をやりたかったのかというのがわからないところの事業が、過去には私があったのではないかとこのように思っております。だからこそ、議員さんがおっしゃいましたときに、やはり小さくですね、補助金の金額は小さくても地域が自主的に行うこと、その中でこれがもう1個あればもっとも自主的になれるのになど、もっとこれができるのになどという思いがその地域に表れる、そこに補助金を充てる。額は小さくてもその小さい額で自分たちの思いを達成することができるための今回の補助金制度を制定させていただいたわけでございます。その結果ですね、各地の議員さんいらっしゃいますので、もう体感されたと思いますが、例えば、高森街内も含めまして色見、上色見も含めて、また山東部、草部、南部、野尻、北部、すべてにおいてですね、大変今年は地域のお祭りも含めまして盛り上がっているのではないかとこのように思っております。何を求めるかと、最終的には、先ほど申し上げましたように、住民提案型と申し上げましたが、そのことは住民参加につな

がりますので、住民参加型の実践、そして住民提案型の確立というところを私は目標にいたしているということでございます。来年は、高森町観光立町条例に基づいて行動を開始するわけでございますが、一番大事なことは、この住民自体のですね、盛り上がり、これが一番大事じゃないかというふうに思っております。今年各お祭りをちなみに回らせていただきましたが、大変特色があつて、その地域のですね、色が出ているように感じることができました。ぜひこれをですね、さらに生かせるように応援していきたい。そのことが、最終的には住民参加型、提案型につながるというふうに確信をいたしております。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいま町長のほうから答弁があつたように、町長は常日ごろから自主的な地域づくり、地域ぐるみの取り組みを支援したいと申しておられます。私自身、光ファイバー整備も観光立町の推進事業等も本町にとっては必要な事業であると感じておりますが、このような事業を展開する上でも町民が主体となつたまちづくり、これは必要不可欠と感じております。それぞれの事業の主体は町民です。町民が協働しない事業は事業ではありません。特に少子高齢化が進行する本町では、町部と山東部では、その生活形態も大きく違います。医療、福祉をはじめ、学校問題や交通手段の確保等近々の課題が山積しております。そんな中、先に実施した議会報告会で、ある駐在嘱託員さんから次のような発言がありました。自分たちでできることは、また、自分たちでできるうちは自分たちで行い、自分たちでできないことは行政に願ひする。この言葉こそ自助、共助、公助であり、自主的な地域づくり、活動そのものだと思います。今後とも強力なバックアップをお願いいたします。

次に、人づくりと積極的な機構改革として様々な取り組みをされておられます。このことも要因としては、急激な職員減と、いびつな職員構成から人材育成と機構改革を進めているとのこと。急激な職員減では、120名強いた職員数がここ十数年で大きく減少し、現在90名弱、いびつな職員構成では、50代が31名で全職員の3割強を占めており、ここ数年で退職となります。一方、一番働き盛りの40代が8名しかいなく、若年者20代、30代の中からも今後管理者となる者も出てくる。このような状況下では、デメリットとして同世代の相談相手がいない、世代間の事務継承が停滞、他自治体との行政力との格差拡大、縦割行政の横行等があると述べられておられます。このため改善策として、専門職の雇用や職員の研修、

さらに人材交流を行い、人材育成に努めているとのことでした。

今の職員をみますと、日々自己研鑽に努められ、各種イベントへの参加はもちろん、各地域で開催される祭りや行事へ多くの方が参加されている姿をよく目にします。

しかし、これだけでよいのでしょうか。こんなときこそ十分な議論が必要だと感じます。特に職員の定数については、厳しい財政事情の理由から大きな削減を行ってこられました。その理由だけで本当にいいのか。再度事務事業にあった精査を行う必要があると思います。

加えて、今後、複合型子ども支援センター（仮称）の設立もお考えのようですが、複合型ともなりますと、多くの職員や専門職スタッフが必要となります。それらを総合的に判断し、職員の増員もあり得ると考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員さんの次のご質問にお答えをいたします。

いびつな職員構成、今のこの高森町役場内ですね、いびつな年齢構成については、政策説明会の中で2年連続して説明をさせていただいておるわけです。そういう中で私が先ほど言いました、その世代間のこのギャップが出てくると、他自治体との競争力とした場合に、他自治体との差が出るのではないかと。縦割りがさらにこれはスピード感を増すんじゃないかという懸念材料があるということで、今後はそのに対して施策というか、まあですね、この職員の、専門の職員、もしくはもちろん今再雇用制度もありますが、そういうものが必要になってくるということを政策説明会では述べております。現在、町の定数職員の条例に関しまして、97名に対しまして保育士さんと調理場職員を含めて91名が現状でございます。そういう中で、今後は専門の職員という部分、その専門というのは、大変この分野に特化した部分になります。例えて言いますと、やはりICTに関しましては、これはなかなかやはり専門的な知識を持ってなければ実際の政策や、特に管轄が総務省、文科省と幅広くなってきておりますので、なかなかその一般のほかの職務をやりながら一緒にやっていくというのは、私は非常に難しいのではないかとこのように思っております。すなわち、その分に関しての職員増加、専門職の強化という部分では考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 今後そういったことも考えていきたいという答弁でありましたので、これはぜひですね、部内ですね、協議・検討をお願いし、できますなら住民にですね、負担のかからないような中でですね、増員も検討していただきたいというふうに思っております。

次に、専門職の雇用、適材適所と話されておりますが、このことは今言われました専門的な技術を持っている外部からの雇用なのか。それとも町長さんは一般職の適材適所を考えておられるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

外部からの登用、もしくは一般事務の職員をですね、幅広く経験させるのかということだというふうに思います。適材適所というのは、職員は、基本的には職務というのは幅広くいろんな業務を経験させて、その中の人事というふうに私は認識をいたしております。それに伴い、先ほど言いました専門職というのは、すなわち社会人枠の採用というふうに考えております。やはり先ほど申し上げましたように、この年齢層でほぼ40代が一番上と一番下、間がほとんどいませんで、この部分に関しては、この層を埋めるような職員構成も必要であるというふうに考えております。そういう中でですね、やはりこの一般職の職員に多くのことを経験させることはやはりこれはすべての判断力と、議員さんがいつも言われるその町民のためのサービス、すなわち住民対応力ですね、この部分に関しては、やはりどうしても幅広く対応を、業務を経験させないとすべての対応力というのは低下していくというふうに考えておりますので、やはりこの専門職の社会人枠でその特化した部分だけはやっていかなければいけないのではないかというふうな自分なりの結論というふうに出ておることもご報告をさせていただきます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいま専門職の短期雇用ということで、社会人枠を利用して雇用したいという答弁でございしますが、当然必要な施策と考えます。ただその場合ですね、短期雇用になりますと、短い期間の採用ということでその期間が過ぎれば終わるということになるわけでございます。そういったことも必要かと思いますが、私としてはですね、やはりそういった方を採用された場合、できるだけ長期間採用していただかないと、やはり自分のつくった施策がどうなっているか。また、どういったことが必要なのか。そういった検証はできずにその期間は消えてしまう恐れがあると思われま。また、その他の職員においてもですね、腰掛的な1年、2年

の短期雇用であれば、まあ属に言います事務の期間が終わればもう関係ないという職員も今後出てこないとも限りません。そういった意味からですね、やはり社会人枠を活用される場合でもですね、長期的な雇用をお考えなのか。現在の短期的な雇用をお考えなのか。そこをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） はい、確かに2番議員さんおっしゃるようになりますね、短期的よりも、私はやはり長期的に必要ではないかというふうに、特に専門職については思っております。その前段、この短期の職員雇用ということでありましたが、やはり今ですね、県のほうから服部審議員、新井課長補佐、そして国のほうから藤原さん高森町に来ていただいておりますが、彼らについては2年間ですが、今議員がおっしゃったような懸念も正直申し上げまして私はありました。やはり2年というのが期間限定になりますので、これは民間の会社で、言っても2年経てばこの人たちは元に戻るんだという認識が人間だからこそですね、やはり少しは芽生えてくるものではないかというふうに思っておりますので、なるべく職員同士のコミュニケーションを図っていただく。その上で、先般、服部審議員、藤原さん、新井さんにおかれましては、町民も含めて、また学校の先生も含めて職員に対しての講義やいろんな対話を持つ会をどんどん今からやっていっていただくということで、第1回目をやらせていただきました。そういう中で、彼らの残したノウハウをしっかりと継承していくためには、やはり若い世代の職員とのコミュニケーションが必要、それに伴い最終的には社会人枠で採用するということは、やはり私は長期の展望が必要ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 今後の雇用においては、長期的な雇用もやはり考える必要があるという町長のご答弁をいただきました。よろしくお願ひしたいと思います。先ほど私少し質問で触れましたけれども、複合型子ども支援センターが来年以降設立されるとなると、これは直営でやるのか、どちらかのほうにお出しになるのか。そこ辺がもしお決まりであればですね、町長さんの今の考えで結構ですのでお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 最終決定にはこれは至っておりませんが、私個人の施策を練り上げた段階で言ひますと、これは直営ですべきというふうに思ひます。し

かし、全国のこの例をみますと、とってつけたという表現を私の立場でするのはおかしいかと思いますが、あえて言わせていただきますが、子ども支援センターとして本当に利活用、そして効果があるのかという支援センターも中にはあるのではないかというふうに思っております。私はその件を踏まえてですね、高森町に適したものは、やはり複合型でなければいけないというふうに思っております。将来的には、行政は、これは非常に難しい部分があります、公というの、官というのですね。だからこそ一番いい、本当にベストな形としては、私は直営型から最終的にはですね、例えばNPOとかそういう部分の形にもっていければと、これが一番理想的であるというふうに、個人的には考えておりますが、今検討を始めたばかりですので、今から先いろんな方ですね、ご意見を聞きながら最終的に中身のプランニングを練り上げていきたいというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） これにつきましても、やはり子どもたちの安全・安心を守る上からもですね、十分な検討をお願いしたいと思います。

先ほど答弁の中で人材交流に町長が触れられましたので、もう繰り返しになるかと思いますが、以前からですね、職員の出向制度は数件ありました。しかし、そのほとんどにおいて出向後の勤務先が出向に関係のない部署への配属となり、その成果が活かされていなかったことは事実であります。現在、実施されている人材交流は、今申しました出向と違いまして、町から職員を出向させ、その代わりにその部署から職員をいただくという人材交流であります。高森町にとって大きなメリットがある事業で、私たち議員も今後の高森町に大きな期待をしているところであります。

そこで、本町の人材交流の1期生とも申したらいいでしょうか、先ほど町長の答弁にもありましたように、政策推進課の服部審議員が本年度末をもって県庁へ帰られます。服部審議員には残り6カ月となりましたが、高森のよさを十二分に感じていただき、県庁でもそのあとの人生において生かしていただきたいと切に願います。このように、他の職員の方もたくさんおいでですけども、一定期間が終了すれば交流事業は終了することとなります。

そこで、今現在行っておられる人材交流事業、この事業を今後も継続されるお考えがあるのか。今現在行われている事業以後ですね、お考えがあるのか、町長のお考えをお伺いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） はい、次の質問のお答えに移らせていただきます。

人材交流の継続の考えはということです。まず、私の任期があと1年8カ月ございます。これは県も国も人事案件ですので、当初からになりますから、来年の4月からのこの交流が私にとってはこの任期上は最後になるのが現実問題でございます。その中でですね、来年もぜひできるとするならば前向きに検討したいというふうに思っております。現在、国、農水省の本省に1名と県へ2名、そして後期高齢の連合に1名、計4名を派遣し、国から1名、県から2名来ていただいております。もちろんこの件は、議員さんが一番ご承知だと思いますが、これから先うちの職員が県や国に行き帰ってきたとき、やはり非常に勉強して帰ってくると思っていますので、それに適した人事というのは、これは私はそれを行う覚悟であるということでございます。過去の人事案件につきましては、私が人事権を持っておりませんので、そういう形にならないように取り組んでいきたいというふうに思っております。また、今来ていただいている県から2名、国から1名の方におかれましては、やはりこれは熊本県に帰っていただいて、また農水省、本省に帰っていただいて、この高森のよさをですね、ぜひ国の施策、そして県の施策に取り入れていただきたいというふうに思います。ただ1点、大変ですね、実は毎年の交流、2年来ていただいて、こちらから2年出すというのは大変難しいです。ちなみに、農水省のこの本庁との人事は、熊本県下では初めて、町村では史上初でございます。県もですね、2年連続の2年交流となりますと、今、服部審議員と新井課長補佐が重複いたしておりますが、なかなかこの重複をさらに三重、四重というのは、高森町だけ特別というのはなかなか難しいのが現実でございます。しかしながらですね、県の知事部局及びその課にですね、平身低頭、頭を下げながらこの施策にどうしても必要な人材をご協力いただきたいという意見を常々申し上げておりますので、来年4月にできれば、もう1回、できればなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 今、町長の答弁で、自分ではやりたいけれどもなかなかそう2年連続といいますか、そういうのは難しい状況でもあるということですが、自分としては来年の4月もう一度チャレンジしたいということでした。交流に限らずですね、やはり職員のやっぱり自己研鑽とか、そういった違う分野を見てくる意味からも出向制度ですね、前は先ほど言いましたようにありましたし、一時期途絶えた時期もありますが、できるだけそういった職員のもので、意欲を盛り立

てるためにもこういった出向制度はですね、ぜひやっていただきたいなど、これは仮に町長さんどなたになっても、やはりそういう研修はですね、自治体としてやる必要は、私はあると思いますので、どうか継続的にできるようにお願いしたいというふうに思っております。

最後の質問ですが、高森温泉館についてお伺いします。

ここで温泉館の質問となると、今後どうなるのかとの質問と思われがちですが、このことにつきましては、町長が町直営として運営形態や営業実績、さらには修繕箇所を1年かけてみてこられ、その結果を広く住民にお知らせし、その上で民意を聞くためアンケート調査をされました。そのアンケート結果につきましては、広報紙9月号で詳しく町民へ報告されたとおりであり、私としては今後出される町長の決断を尊重したいと考えております。ただ、一つだけ決断の前に確認したいことがあります。それはこの温泉館は建設当時の目的であります、福祉施設の建物でありました。平成24年1月の臨時会でその福祉の文言が削除されました。当時、町長の説明では、私自身健康増進と健康福祉が、すなわちイコールであるという認識のもと、民間だろうが直営だろうが、営業、すなわち温泉館を行っていかなければいけないと強く認識していると述べられ、この大認識した上で、指定管理者等の委託に際し、少なくとも民間が取り組みやすい健康増進と健康福祉の営業をやりやすい形にするため今回改正をお願いすると説明されました。それを受け、福祉の条文が削除されたわけですが、この間、温泉館の利用者や町民の多くから福祉施設でなくなった等のご意見を拝聴してきましたが、私自身は現在でも福祉施設と認識いたしております。先ほど町長さんの当時の説明にもお示ししましたが、現在も町長さんのお考えは変わらないのか。民間に指定管理を出す際に福祉の文言があると非常にやりにくい面もあったというのは事実だと思いますが、そんな中でも健康増進と福祉、健康、福祉はイコールということは、福祉はあると私は思っているんですが、町長さんのお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番 後藤三治議員の最後のご質問でございます。

このアンケートに関して、まずは全町民の方、議員さんも含めましてご協力をいただきましたことに関しましてお礼を申し上げる次第でございます。議会の中からも高森町温泉館の協議会の中に入られております各委員長さんがですね、その中で最終的な決断は町長に一任すると、その上で、しっかりここで協議されたことを考えていただきたい。そしてアンケートもしっかり重視していただきたいというお申

し入れは受けておるところがまず確認事項であるというふうに思っております。すなわち、だからこそ2番議員さんも協議会、協議委員ですので、その部分は変られてなく、今回は福祉についての問いだというふうに捉えているところでございます。先ほど私が当時の条例を改正したときの考えをおっしゃいましたが、それは全く同じでございます。そもそもですね、公共が担う分野というのは、やはり採算制とかの問題からなかなか民間が参入しない分野が実はあります。それはすなわち利益が出ないのがそういう形になるというふうに思っております。これが高森温泉館ですね、あろうが、体育施設であろうが、町が運営するものに関しましては、福祉の増進、福祉の向上、言い換えれば住民サービスであって、住みやすさの向上というふうに捉えております。そうした今言ったことが目的に行われるものであって、条文にですね、福祉がという文言がですね、あってもなくても、私はその主旨は変わらないものだというふうに考えております。それが福祉に対する考え方でございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいま町長さんから同じ考えであることをお聞きし安心いたしました。誰しもが温泉館の赤字部分に注目することは当然のことではありますが、その赤字部分だけでなく視点を考えてみることも必要だと思っております。町民が心配するほどの赤字はあるものの、この施設を利用することでどれだけの人が生きがいや安らぎを得ているか。この施設を利用することでどれだけの医療費節減になっているのか。この施設がもたらす観光メリットはどのようなものなのかと、まだまだ多くのメリットがあるはずで。そのようなメリットを探す、出すためにも多くの町民の皆さんの温泉館の利用をお願いしたいと思っております。

あわせて、町、執行部におかれましても、町民の皆さまが利用しやすい形態の確立をお願いするものであります。

最後に、町長さんにはこれまで同様仕事はまっすぐぶれずにやり抜くの信念の基、新しい高森町の確立に向け尽力されるようお願いし、私の質問を終わります。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。午後1時より再開いたします。

-----○-----
休憩 午前 11時55分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） こんにちは。5番 立山です。

本日は、町長が就任以来その必要性を訴えておられる情報通信基盤整備、いわゆる光ファイバー網の整備について、改めてその考え方は、整備の進捗状況等について質問用紙に沿いましてお尋ねします。

この光ファイバー網の整備につきましては、高森町情報通信基盤整備事業負担金という項目で、既に予算として議決しており、内訳としましては、平成25年度及び平成26年度それぞれ5億円、合計10億円を上限に町が民間事業者に整備費用の一部を補助金として支出して光ファイバー網を整備するというところでございます。

一方で、阿蘇郡市を見ても、阿蘇市、小国町、南小国町では行政が事業主体となって光ファイバー網を整備されております。

そこで町長にお尋ねですが、本町では町が直接事業主体となって光ファイバー網を整備するのではなく、民間事業者に整備費用の一部を補助金として支出して、光ファイバー網整備を促進することとされた理由について、改めてご説明をお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番 立山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

通告どおり、一つ目の町は民間事業に補助金を出して光ファイバー網の整備を促進する理由ということでございます。すなわち、これは民設民営型というふうになるわけでございます。例えば、議員がおっしゃいましたように、阿蘇郡市内やいろんな自治体の整備のやり方あると思いますが、熊本市内であればですね、民間事業者が光ファイバー網を整備して、住民は民間事業者と契約することでブロードバンドサービスやインターネットサービス、もしくはケーブルテレビを見るといったようなサービスを受けることができるわけでありまして、一方で、高森町も含めまして、要は郡部に関しましては、要は住宅が密集地ではない地域に関しては、まあ採算性の問題、企業側としてはやはり利益が必要ですので、そういう問題から民間事業者の参入がなかなか見込めてなかったというのが現状でございます。ただ、じっとし

ているばかりではいろんなですね、都市計画も含めまして、まちづくり計画含めまして、都市部との格差というのが拡大するばかりであるということで光ファイバー網の整備を促進、これが1丁目1番地であるというふうに常々言ってきたわけでございます。そういう中で、町がですね、補助金を支出して光ファイバー網をする理由ということで、わかりやすくいいますと、民設に補助をするほうが安上がりであるというのが1点目、2点目は、その整備をしたあとの維持管理について非常に維持管理の質があがるということが2点目でございます。1点目のお金は結果的には安くなるということではありますが、これはですね、整備の進め方として、例えば、先ほど議員がおっしゃったように、阿蘇市や小国町等々ですね、要は自治体が直接情報通信基盤を整備して維持管理をするやり方、これがまあ公設公営であります。一方、先ほど民設民営と言いましたが、民間に補助金を出して整備をやるというのが民設民営型であります。この2つのいずれかを、どちらがこの高森町に適しているかということで、民設の補助を選択したわけでございます。その中で先ほど言った1点目でございますが、初期投資が公設に比べ、民設が非常に金額が安くあがるということです。例えば公設の場合、基本設計を行ったときですね、額では、事業費総額が約20億7,000万円、そのうち約3億5,000万円の補助金が充てられます。残りが約17億2,000万円あります。阿蘇市や小国町やその他の市町村が整備したときには、この部分に国の経済対策である地域活性化公共投資臨時交付金というのが充てられたわけでございますが、現在はそういう制度がないため、実質上公設でやれば約17億2,000万円が町の負担になるということです。一方、民設民営、民間の民設補助の場合ですね、それに補助をする場合は、事業者を公募する前の見積りの段階で必要な事業費から民間事業者が捻出する資金を差し引き、町の補助金として約10億円あれば基盤整備が可能という提案がなされておりました。つまり、差額の約7億2,000万円のほうが整備をする上では、民設補助のほうが安上がりということでございます。

2点目の維持管理の問題についてでございますが、これはこの整備をしたあとが大事でありまして、これも維持管理に係るお金、もしくは一番大事なことはやはり常に技術革新が現在伴っております。携帯電話の端末でもそうでございますが、例えば、NTTドコモでいいますと、アンドロイド2から4に、今4、もうやがて5、6だというふうな時代でございますが、その移行期間が1年もしくは2年、非常に短期間で新しくどんどん更新をなされているということです。この更新に関して、公設であれば全部自治体が負担しなければいけません。さらに災害等が起きた場合、

例えば、昨年の7.12、もしくは3.11に関しまして、これは国が今回ですね、阿蘇市に関しましては特別的に若干の補助はいたしておりますが、現実的にはほとんどをその市町村がもう1回整備をしなければならない、修繕をしなければならないという事実がございます。また、技術的なことに関しましても、この災害時や緊急時の対応、もしくはこれから技術がどんどん進行していく中でですね、やはり町で維持管理をやれと、市町村でやれというふうに言われたとしても、なかなかこれは大変な専門的な知識や見識が必要になってくるわけです。だからこそそのノウハウを持っている民間業者が設備、この整備、高森町を整備したそのものを民間業者が持って、それで民間業者に維持管理、更新をやってもらうほうが安全である。そして効率的であるという結論のもと、民間事業者に補助金を出して光ファイバー網を整備するやり方を決定させていただきました。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。

答弁にありましたように、本町の光ファイバー網整備は初期投資や維持管理の観点から民設補助の手法を選択したということでしたが、特定の民間事業者が設備を整備、保有、管理し、インターネットなどのサービス提供を行うということになりますと、どのような事業者を補助事業者として選定するかが非常に重要になってくると思います。また、本町では、光ファイバー網を活用してテレビを通じて町内の全戸に行政情報を提供するということが、大きな特色となっておりますが、選定した事業者によっては、情報提供の手法そのものが異なってくるのではないかと思います。そこで、これまでの事業者選定の状況について、担当課長から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 5番 立山議員のご質問にお答えいたします。

民間事業者の選定の方法、選定の状況ということですけど、事業者の選定にあたりましては、事業者が、つまり町ですけど、町が要求する補助金などの費用だけで比較するのではなく、民間事業者の自由な発想による優れた提案を本町の将来的な情報化推進に積極的に活用していくため、公募によるプロポーザル方式により選定を行ったところです。プロポーザル方式といいますのは、企画提案方式といいます。民間事業者から企画書を提出してもらい、同時に見積書も提出してもらいます。そのような方法をプロポーザル方式といいます。今言ったように、プロポーザル方

式により選定を行ったところであります。まず、4月に公募を行いまして、2つの事業体から応募がありました。これはいずれも共同提案でした。5月24日にそれぞれから提案説明を受けまして、9名の審査員が公募型プロポーザルの実施要領記載事項3項目について審査を行いました。まず、その3項目と言いますのが、一つ目に、業務の理解度、安全性、二つ目が、提案内容の適格性、三つ目が費用、つまり見積額であります。により総合評価を行っております。その結果、株式会社九電工とエクスライド株式会社を優先交渉者として選定したところであります。九電工とエクスライドの構想思案による共同提案の特徴としましては、行政情報提供をケーブルテレビにより自主放送の形で行いますので、地上デジタルテレビと同じチャンネル操作で視聴ができ、高齢者でも操作が簡単、容易であるということです。二つ目としましては、九電工とエクスライドの出資による特別目的会社が高森町に設置されます。地元からの雇用も予定されており、地域経済への貢献も期待されるということであります。なお、九電工につきましては、光ファイバー網の整備に関して、またエクスライドにつきましては、インターネットなどのブロードバンドサービスについてそれぞれ十分な実績のある会社となっております。現在、特別目的会社と細部について調整を行っておりますが、基本事項についてはほぼ合意が整っておりますので、まもなく補助金の交付決定を行ない、あわせて基本協定を締結する運びとなっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 補助対象事業者は、光ファイバー網の整備やインターネットサービスの管理に実績のある会社が出資して設立される特別目的会社にほぼ決定しているということでした。この地域に新たな会社が設立されるということですので、雇用や税収の面も含めた経済活性化にも大いに期待したいと思っております。そもそもこの光ファイバー網が整備されることによって、町民にどのような効果もたらされるのか。このことについては、これまで町長は繰り返し述べてこられたと思いますが、補助対象事業者もほぼ決定したことも踏まえて、改めてここでご説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼させていただきます。

5番 立山議員の3つ目のご質問でございます。光ファイバー網ブロードバンドの整備によって町民にもたらされる効果ですね、ということであっております。

まずですね、この話はもうご承知のように、私2年半近くですね、いろんな場所で言ってきましたので、ほとんど把握されているとは思いますが、先ほど議員がおっしゃったように、ある程度この協定を結ぶ会社が決まったということで再度ご説明をしてくれということでもありますし、また、2年前と今では大変技術の差がありまして、2年前に思ってたこと、できなかったことが今はかなりできます。さらに多分これから2年後はどんななっているかというのは予想もつかないというのをまず先にですね、お答えさせていただきたいというふうに思います。

それと先ほど甲斐課長が答えた中にですね、どうしても九電工さんの名前が、非常に九電工が整備するんでしょうということ逆によく聞かれますので、この際はっきり申し上げておきますが、九電工はもちろん整備は、新しい会社ですね、九電工に依頼すれば工事はやると思いますが、実際のインターネットの部分や大半の部分は別の会社がやることになるのではないかとこのように思います。要は、九電工や株式会社エクスライドを含めまして、4つの会社ですかね、から出資金を集めて新しい会社をつくって、その会社が実質整備をする、そして運営をしていくということです。そこにももちろん町からの雇用やもしくはこれは税金も含めまして、かなりですね、この提案の中であげられているということもあり、先ほど地域経済への貢献も期待されるといったご答弁になったというふうに、私自身は理解いたしております。

そして、まずはですね、効果としては、都市部との情報の格差を是正するということは、これはもう一番じゃないかなというふうに思っております。この高速化する、要はデータが高速化することによって多くの効果というのはあるのではないかとこのように考えております。その中で何とか私ここに書いてあげてきましたが、商工業の振興、要はインターネットを活用した振興ということが考えられます。もちろんこれは誘致も含めまして、先ほど違う議員さんのご質問にお答えしましたが、企業誘致も含めまして、この部分に関してはかなり絶大な効果があるのではないかとこのように思います。商工業をなされている方も高森町の住民であります。すなわち、住民提案型の促進にこれはつながります。それはなぜかと申しますと、やはりバージョンがですね、商売を商いをやるにしてもいろんなことがですね、この広がる。要はデータが早いですので、お客さんに対してですね、ストレスがない、また、つくる側もストレスがないというのがやはりこの一番の商工業の振興につながるのではないかとこのように思います。

また、これは今、佐藤教育長のもと、新高森町教育プランとして、教育のICT

化を進めておりますが、やはりこの少子高齢化の中、将来の子どもにですね、しっかりした教育をさせるという部分では、もちろん効果があるのはもう先般のテレビでも特集を高森町が組まれておりました。また、聞くところによりますと、今日もどうやらまた取材が来まして、今日もまた放映が結構長い時間あるというふうにもお聞きいたしております。すなわち、教育に例えていいますと、教育立町高森町で仮にあったとするならば、それが実現するとするならばやはりそこは将来的には居住や定住のですね、一つの効果というのが出てくるのではないかというふうに思っております。都市部とかわらない教育環境を子どもに与えられる。もともとの生活するという環境、もしくは社会教育に関しましての環境、これはいろいろ生活がですね、変わってきましたのでいろんな問題出てきていると思いますが、少なくとも都市部よりもですね、やはりこの高森町や南阿蘇、阿蘇地域全体のですね、この環境がいい中で、自然の中で暮らすほうがそれは子どもたちにとってはいいというのが、これはもうわかりきった話ですので、その上にさらに都市部と変わらない環境をつくるということは、先ほど申し上げましたように、例えば居住や定住、少子高齢化の問題に対しても一つの引き金になるのではないかなというふうに思っております。また、昨年災害をですね、経験いたしまして、さらに強く感じましたのが、やはり情報の発信力と、それを共有するシステム、要はお年寄りの方でもですね、一発でわかりやすく情報をとることができる。そしてそれを理解することができること、このことがですね、非常に大事じゃないかなというふうに思っております。と同時に、独居世代等々いらっしゃいます。また、非常に健康が優れないときもあるでしょう、高齢者の方。そういうときにはですね、家族にすぐこの情報が伝達する。何かあったときには伝達するようなサービス形態もやろうと思えばできる。また、それは絶対的に行政が主導してやらなければいけないことではないかというふうに思っております。または、商工会や観光協会やいろんな団体さん頑張られておりますが、行政に何かをやってくれ、町に役場がという声が私は大変多いんじゃないかなと思っておりますが、本来あるべき姿といたしましては、やはり民間でなされているところというのは、自分の自由な発想、自社の自由な発想、理念に基づくビジョンを掲げられて、やはり商工業を努められているというふうに思っておりますので、もっともっとですね、その自由な発想がより具体化するためには、この光ブロードバンドの整備が必要不可欠であり、それが町民にもたらせる効果ではないかというふうに思っております。

それと、先ほど課長がテレビでわかりやすくいろんな行政放送をやることができ

ると。そしてまた、非常に簡単に操作できると。この部分は、このプロポーザル方式の中でもかなり優先順位が高かったのではなかろうかというふうに思っております。ちなみに、私はその選定の点数は付けておりませんし、その中にも入っておりません。しかしながら、皆さんの前にいらっしゃいますこのですね、優秀な職員も一生懸命このブロードバンド整備については勉強しました。した上でですね、その提案型の中で採点をしたという結果であります。その中でもこの行政放送をテレビで簡単に見せるというのは、これは絶大な効果があるのではないかなというふうに思っております。その場合ですね、やはり地上デジタルテレビ、すなわちTKUやRKKやKKTと横並びで見れる形じゃないと、やはり高齢者やですね、子どもさんにはわかりにくいんじゃないかなということで、その形がですね、今回実現できるのではないかなというふうに考えております。自主放送という枠組みになりますので、かなり私の言い方でいえばですね、とんがった番組放送、要は地域密着型の放送がやろうと思えばできるというふうに考えております。また、今言ったようなことはですね、もうすぐ高森町の全戸の世帯にDVDでどういうふうにこのインターネットを活用できますか、こういうことができますよというのを民間業者が配付する予定になっております。また、明日ですか、協定式があるわけですが、いろんなですね、マスコミさんや、もちろんほかの団体、経済団体の方からもですね、非常に新しいやり方というふうに注目されているということも答えさせていただきたいというふうに思っております。何はともあれですね、やはり大事なことは、先ほどまた違う一般質問の答えで言いましたように、この情報を公開する。そして提供する。このことによって住民提案型のまちづくりができる。そして、デマや中傷やいろんな部分がこれなくなってきます。必ず。これは1年、2年じゃ無理でしょう。しかし、3年、5年、10年続けていくことによって、少なくともほとんどの分野での底上げがなされるのが、簡単な操作で行政放送、要は町放送が見れるということではないかというふうに、私自身考えております。準備が整い次第ですね、整備をした、済んだ地域を対象にして試験運用という形で行っていこうというふうに思っておりますが、何分試験運用ですので、最初から完璧な番組編成等はできないと思います。そういう中でですね、試行錯誤しながら、とにかくやるということで一歩踏み出す。そしてやっていきながら修正する。そして駄目なものは辞めていく。いいものを取り入れていくという姿勢でやっていこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） はい、光ファイバー網整備の住民に対する効果という点では、インターネットサービスなどは民間の特別目的会社が行っていくということでしたが、自主放送番組については、町が主体的に行っていくという答弁でした。自主放送番組を制作するという事になれば、番組収録のための機材ですとか、設備も必要になるでしょうし、制作のための専門スタッフも必要になるのではないかと思います。平成27年4月の運用開始前に自主放送についても試験運用を開始されることですが、最後に、それに向けた準備状況についてお答えいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 立山議員の最後の4つ目のご質問ですが、自主放送の試験運用開始に向けた役場内の準備状況ということだと思います。これはですね、自主放送の番組で先ほど申しあげましたように、完成度を民間並みに、民間のRKKやTKUやKKT並みに高めようとするすると、これは大変な費用、そして人的な負担も大きくなりますし、まず素人でできるものではございません。その点はですね、自主放送番組を何のために制作をする、つくるか。そして、住民に発信する意義と、その部分の出発点を最大限に意識する。すなわち先ほど言いましたように、情報の公開や提供、もしくはそのことによって住民提案型のまちづくりになるということですので、高森町に非常に特化した番組をつくれれば、何も民間並みの形がなくてもいいのではないかとこのように私は考えております。

そうは言ってもですね、やはり議員さんがおっしゃるように、この質問にありますように、なかなかこの自主放送というのが大丈夫なのかということでの質問だというふうに思っておりますが、やはり取材や収録、編集などのこのプロセスというのがあって初めて番組ができます。それに応じた設備や機材、そして大事なことは、そのそこに専門的にある程度の知識を持ったスタッフを育成しなければいけないし、必要になるということでもあります。現在はですね、この編集作業、番組の編集作業を行うスタジオを整備する準備を進めている段階でございます。具体的には、庁舎内の一つをですね、スタジオとして改築するものでありまして、作業内容といたしましては、収録や編集のためのスペースの設置、防音工事や機材設置のための電気設備の改修等を行うことといたしております。今後、これらですね、費用に関する補正予算の議案を提案することとなるというふうに思っておりますが、ご理解とご協力をいただきたいし、この補正予算に関しましても、できればいろんな形で

すね、お金がかからないような形ができればなおいいことではないかというふうに考えております。

また、先ほど言った大事なその人材、要は組織体制としてはですね、現在は政策推進課情報管理係を中心に、自主放送番組制作のための準備を行っておりますが、これは誰がどう考えても実際の運用段階に入ればですね、この人員の増加というのは必要不可欠であるというふうに思っております。ちなみに、自主放送を行っている全国の自治体で、例えばこのあいだお見えになられた樋渡市長の武雄市も含めまして、やはりその専門の課をつくられているところがほとんどでございます。これは熊本県内を見渡しましても、かなり専門のですね、人間をそこに入れられて、例えば、山江村にしろやられておりますし、天草市にしろかなりの知識を持たれた方をですね、そこに集めておられます。また、当町といたしましては、もちろんその専門的な知識を持つ人材も必要でございますが、現在、デタポンを見ていただくとわかると思いますが、大変情報発信において高森町は優れている部分も出てきていると思います。ホームページも賛否両論はございますが、大変全国的に見てもですね、注目されている実はホームページでありまして、アクセス数も伸びております。そのホームページの管理も1年前、2年前、私が就任したときと比べてしてもですね、圧倒的なアクセス数の違い、それに加えまして、ページの更新、毎日の情報の更新、これは情報公開でありまして、住民提案型を成し得るために必要不可欠なこと。この部分に関しましても、少なくとも前の10倍近くの労力は現在行っているのではないかと。要は、更新の頻度も激しいと、多くなっているということです。それに伴いフェイスブックやツイッターの活用、これも熊本県内では高森町はこの自治体よりも抜きん出ているものがあるのではないかとというふうに考えております。今言ったことを考えましても、今後ですね、例えば、その専門の課やセクションですね、課の設置や、もしくは課じゃないとしても、その専門の人間を人員を集める部署がですね、編成チームが必要になるということは、これはもう事実であるというふうに思っておりますので、今後、例えば条例改正や議案の提案等がなすこともあるとは思いますが、その節はご理解またご協力、またいろんなアドバイスをいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 本日は、情報通信基盤光ファイバーの整備について、4つの項目を町長と担当課長に質しましたが、特に最後の項目で、来年度から自主放送の試

験運用が開始される予定で、現在着々と準備等を進められていますが、それに関して補正予算の議案の提案、また必要に応じて条例改正の議案の提案を予定しているとの答弁でした。早め早めに準備作業等々を進められ、この件について審議できる日を待っております。

それと住民福祉の向上のため、この整備はぜひ必要ですので、26年度の自主放送試験運用に遅れが出ないように、慎重に、しかもスピード感をもって取り組んでいただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君の質問を終わります。

1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番 宇藤です。皆さん、こんにちは。

4名ですね、議員の方の一般質問が終わりまして、一番最後の一般質問となります。長時間に亘りお疲れのところだと思いますが、最後までよろしく願いいたします。

今年度の5月29日から石川県で行われた世界農業遺産国際会議におきまして、この阿蘇が世界農業遺産に登録認定が決定をいたしました。最初、インターネットのフェイスブックでこのニュースを知り、今後の高森町、阿蘇を考えますと素晴らしいことだなと感じました。そのあと熊日新聞にも掲載されました。今日は広く町民の方々にも知ってもらおうということで、この阿蘇世界農業遺産登録認定までの詳細な経緯と、登録認定に至った理由を答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 1番 宇藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、冒頭にこういう議会の場で町民の皆さんに広く周知していただくということでご質問いただいて誠にありがとうございます。詳細な経緯と登録認定の理由ということでございますが、まず世界農業遺産というのは、正式名称は、世界重要農業遺産システムと申します。この世界重要農業遺産システムと申しますのは、グローバル化の影響によって衰退しつつある伝統的な農業、文化、土地、景観などを保全し、その持続的な活用を図ることを目的として、次世代に継承すべき特徴的な農法や生物、多様性、農業景観の保全活用を図る地域の取り組みを国連の食糧農業機関が認定するものであります。この農業遺産は、過去の遺産ではなく、様々な環境の変化に適用しながら進化を続ける、生きている資産と言われております。この認定制度は平成14年から始まり、例えば、フィリピンのイフガオの棚田であります

とか、ペルーアンデス山脈の農業などが認定されておりましたけれども、平成23年に新潟県佐渡地域と石川県能登地域の2カ所が認定されて、先進国では初めての認定となりました。今年認定の静岡、大分国東、そしてこの阿蘇を加えて現在世界の25地域が認定されております。新潟県佐渡市では、島全体をあげてトキの生息環境の再生と保全を図り、低農薬の米作り、エコファーマーの認定など、佐渡独自の生き物との共生を目指した取り組みを行っています。また、石川県能登地域では、里山里海を中心に、農林水産業と一体となって育まれてきた伝統的な農村文化のもとで、持続的な農業生産システムの進行や、里山里海の保全活動が進められております。

ところで、詳細な経緯ということで、少し時間をいただきますけれども、平成24年4月、熊本日日新聞社が創立70周年記念事業として熊本グランドデザインをテーマにした懸賞論文を募集し、これに山鹿市在住の宮本健真さんというレストランオーナーシェフが応募されまして、100年後の未来につなぐ食の大地熊本という論文を書かれまして、優秀賞を受賞されましたが、この論文の中に世界農業遺産のことを書かれておまして、民間はもとより、熊本県も世界農業遺産登録認定を目指すこととなり、昨年6月、登録認定の必要性、優位性を説明するために熊本県の農林水産政策課長と宮本氏本人が阿蘇郡市を巡回されて、説明をされました。7月12日に阿蘇地方の水害がありましたけれども、8月になりまして阿蘇郡市、ここでは山都町を含む阿蘇郡市への説明会が開催されて、まず協議会の設立に向け始動し、続いて9月19日に各市町村長はじめ、農協でありますとか、各団体の代表者を委員とする阿蘇地域世界農業遺産推進協議会が発足して、本格的に阿蘇の草原の維持と持続的農業をタイトルとして、平成24年の世界農業遺産登録認定を目指すこととなりました。数回のシンポジウムや勉強会を経て12月27日の推進協議会において正式な申請内容が承諾され、翌28日、国連の食糧農業機関に正式に認定申請を提出いたしました。明けて2月23日には、その国連の食糧農業機関による現地視察が行われまして、各委員からプレゼンも行いましたけれども、その時点では、阿蘇の野焼きの独自性があまり理解してもらえなかったということで、また現地調査に県知事や関係市町村長の出席がなかったことが残念だというコメントがあり、その時点では認定そのものが少し危ぶまれておりましたけれども、その状況を打破するために、4月17日に小野副知事が直接イタリア・ローマの国連食糧農業機関本部においてプレゼンを行われました。また、この間には、4月10日に阿蘇地域で世界農業遺産登録認定に向けた理解を深めるため、阿蘇市及び南阿蘇村に

において世界農業遺産を考える集いが開催されております。そして5月29日に先ほど宇藤議員がおっしゃいましたけれども、石川県で行われた世界農業遺産国際会議に蒲島知事はもちろんですけれども、阿蘇郡市の全市町村長が出席をして、知事や宮本氏がプレゼンを再度行いまして認定をされたということになっております。

阿蘇地域が世界農業遺産の認定を受けたのは、火山性土壌で古くから草原に依存し、現在も農畜産業が地域の中核的な産業となっていること。阿蘇にしか存在しない植物が生育していたり、在来種の野菜栽培や赤牛の飼育など、多様な農業が営まれているとともに、都市の水源涵養の機能も果たしていること。面積が広く、地域が複雑で急斜面が多い草原を野焼きという伝統知識により維持していること。活火山との共生の中で、火振り神事などの祭礼を継承し、入会地の習慣に基づき、草原を共同管理していること。広大なカルデラ、草原、森林、水田の2次的自然環境がスケールの大きい美しい景観を形成していることなどが高く評価され、認定にいたりました。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、自席から失礼いたします。

イタリア料理店のオーナーシェフの宮本健真さんも民間の方が提言をされて、それが知事とかも一緒に賛同されて全市町村、阿蘇郡市の市町村の町長もそれに参加されて決定をされたということでもありますので、本当にこの宮本健真さんをはじめ、この阿蘇、世界農業遺産に登録をされたということに対しまして、皆さま方に対して本当に敬意を表したいと思えます。

その中で、この阿蘇農業遺産に登録をされて、住民の方々から出るのは一体この世界農業遺産になって何がメリットなのかなとか、いろいろ出ているわけですね。その中で、この2番目の質問ですが、登録認定のメリット、デメリットはということでお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 世界農業遺産のメリット、デメリットというご質問ですけれども、世界農業遺産には、農法などの制限はありませんけれども、登録認定を受けたからといって何も私たちが行動を起こさなければ確たるメリットが約束されているわけではございません。ただ、現在、世界で25例しかない世界農業遺産に認定されたという価値を認識した上で、また、この阿蘇に生きているという自信と誇りを持って様々な地域活性化の動きにつなげる必要があるというふうに考えます。

また、環境保全型農業や6次産業化などにより、農産物への付加価値をつけたり、ブランド力を強化する必要があるとございます。また、グリーンツーリズムなどに活用し、農業、農村の活性化を図るということもあると思います。ほかの農業遺産認定地域との知識や経験の交流などの取り組みもまた必要になってくると考えます。生物多様性を著しく減少させないということは最も重要でありますけれども、むやみに環境の維持だけを行うということ、いろんな規制を設けたりすることが地域活性化の足かせとなってしまうというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） メリット、デメリットはそういうことではございますが、この3番目の、質問の中で、認定後の農業、観光対策はということに入れておりますが、この中におきまして、その様々なメリットの中でこの農業、また観光対策などのですね、町としてのこの認定を受けたあとの考え、計画などがあれば教えていただけますか。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 認定後の農業対策ということですが、野焼きや草原の活用につきまして、まず申し上げますと、野焼きについては、現在も火入れや防火帯に対して補助を行っておりますけれども、有畜農家の減少や高齢化などによって野焼きができなくなっている地区が多く見られます。現在、野焼きをされている牧野組合でもグリーンストックの協力をいただいて、多くの野焼きボランティアに手伝っていただいている状況で、まさしく根本的な解決方法ではないという状況です。ただ、全牧野の野焼きを復活させることはできませんけれども、今後、活用できる牧野を絞って野焼きとか、放牧の復活ができないか、いろいろ検討する必要がありますし、また、地元の組合の皆さんとの協議をする必要があるというふうに思っております。草原の利用につきましては、今年オーガニックアグリセンターを町直営に戻したことにより、これまで以上に多くの野草を原料に使った堆肥を生産し、農業の原点ともいえる土づくりに貢献したいというふうに思っております。ちなみに、一昨日から戸狩牧野の野草20ヘクタールほど刈り取っておりますし、これを堆肥に利用していきたいと思っております。

振り返りますと、私も昭和58年から昭和61年まで畜産担当をさせていただきましたけど、その頃第二次広域農業開発事業で牧野改良をしましたけれども、現在では高齢化や後継者の流出で野焼きが困難になったり、また子牛価格が一時期低迷

したことで、有畜農家が減少しております、放牧しなくなったということもありますし、放牧をしたくてもできない状況で萱が生い茂っております。ちなみに色見地区では、山鳥、井上、西丁、戸狩、中園の5牧野の改良をいたしましたけれども、現在、放牧がされているのは中園牧野だけだというふうに把握しております。

土づくりに貢献するというは、特に環境保全型農業を前面に押し出して、阿蘇地方においては、例えば特別栽培米などのブランド化を図って、それを目玉にしていくという形にすべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 1番 宇藤議員の質問にお答えいたします。

世界農業遺産と観光の対策、特にグリーンツーリズム関係だと思っておりますのでご説明したいと思います。

グリーンツーリズムとはということで、よくグリーンツーリズムという言葉聞きますけど、実際にはですね、政策導入されてから20年目を迎えております。高森町としましては一昨年ですか、グリーンツーリズムの熊本阿蘇大会、つまり全国大会を本町で行いました。それでやっと目覚めた感じがあります。でももう20年といえばほかの町村はですね、青年期を向けているわけですけど、まだ本町は赤ちゃんの状態であるというふうに思います。グリーンツーリズムの定義としましては、皆さんご存じだと思いますけど、緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動ということになっております。一概にですね、農家民宿とか、農家レストランというふうに捉えがちでありますけど、本年高森町で行っております着地型イベント、体験交流促進事業、これも一つのグリーンツーリズムというふうに言えるのではないかとこのように思っております。そこでですね、世界農業遺産とグリーンツーリズムとの関係ですけど、世界農業遺産の登録は観光面とか、グリーンツーリズムにおきましても確実に好影響を与えているというふうに私は思っております。先ほどから農業関係で草原が出ておりましたけど、うちとしては観光関係で草原をいかに生かすことができないかということで、人々のなりあいで1000年以上に渡って守られてきた草原が、本町にとっても貴重な観光資源であります。また、今回日本で最も美しい村連合への加入もこの草原景観が最も高く評価されているところであります。で、この草原景観をですね、後世の1000年につなげるために草原再生を目指して、昨年県が主体で行いました、阿蘇千年まつり、これを町主体で今回行いたいというふうに思っております。期日とし

ましては11月2日に計画しているわけですが、これらのイベントを通してですね、世界農業遺産のメリット、それと草原再生の意義等を強く住民に訴えていくことにより、ご理解を求めていきたいというふうに思っております。現在進めております、先ほどから出ておりますツーリズムビジネス実践事業のうち、ツーリズム体験講座におきましては、将来農家民宿とか、レストランを運営していけるような勉強会を実施しております。今回、世界農業遺産の登録は、その確実に好影響を与えているのではないかとこのように思っております。これを契機にですね、多くの農家が自分の自宅を生かして、例えば、有機野菜とか、その食材を滞在型の余暇活動に提供する農家民宿とか、レストランの取り組みを望んでやまない次第であります。以上がですね、農業遺産登録がグリーンツーリズムに対する今後期待していることですが、あくまでグリーンツーリズム事業においては、事業を実施する方に対して町はその手助けをですね、行うことしかできないと考えております。ですから、町は手助けをいたしますので各農家とか、その辺が自主的にやってほしい、それが一番の好影響にあたるんじゃないかとこのように思っております。

以上、答えになっていない部分がありますけど、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 佐藤課長からですね、答弁いただきましたが、野焼きの問題がこの間の農林水産省から出向されております藤原君の講演の中にもありましたが、オオルリシジミがなぜこの阿蘇の中に生きているのかということですね、野焼きをしているから、クララという植物が残っているからオオルリシジミがいるんですよという話を聞いて、これは世界農業遺産においても重要な課題だと思ひまして、私色見出身なんですけど、当地区におきまして、先ほど説明の中にありましたが、今野焼きをやっていないんですね。その中で、やはり高齢化の問題もございまして、有畜農家の、牛はいるんですけど黒牛が主体となっていて赤牛が減っている。その中において、初寄りの区会の中で、もう野焼きは止めた方がいいんじゃないんですかという話が出て、いややらなければいけないという話も出たんですけど、もう有畜農家さんも少ない、また高齢化しているということで、じゃあもう止めようということで止めたんですね。それから何年か経って、ほかの部落の色見の方々も、もううちは西丁が止めたなら止めようと、止められてですね、私ちょっと阿蘇のほうの牧野を見に行きまして、見たならばですね、木とかも生育していて、全然入っていかれないんですね。そのような中において、またこの世界農業遺産に認定登録なっ

たんだということを聞いて、これ果たして、何年まで続くのかなという感じがいたしまして、山火事等の問題もございますし、今後町はどのようにして、今この野焼きを止めている地域にどうやって方向付けですね、どのような考えを持ってられるのかよろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 入会地の問題もありまして、町がなかなか先導して方向性を示していくということが難しい部分もありますが、例えば、放牧地という利用ではなくて、水源涵養林ということで植林をされたところもございます。ただ先ほど言いましたように、地形的なものがありまして、無理して野焼きを行っても放牧をする意思がないところにつきましては、やはり放牧地以外の活用を検討される必要があるのではないかと考えています。この部分につきましては、農林政策の部分では収まらない部分もあるかと思しますので、これは地域の皆さんとの話し合いが一番大事ではなからうかと思えます。先ほど申しましたように、全牧野の野焼きを復活させることは無理であろうというふうに、現在のところは思っているところです。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、ぜひですね、この問題は大きな問題だと思しますので、今後のこの世界農業遺産とあわせてですね、各地域の方々にも広めていって、またこれは放牧を、野焼きもやっていかなければいけないという気運が高まるように、また議論のほうよろしく願いいたします。

それと先ほど政策推進課長からグリーンツーリズムのことにつきまして答弁いただきましたが、今現在ですね、こないだの新聞に載っておりましたのが、この世界農業遺産に登録されたときに南阿蘇村の長野敏也村長が熊日新聞のほうに載っておりました。この世界農業遺産登録になったから、今からグリーンツーリズムを進めていくということが大々的に出してありました。その中で、私も南阿蘇村の農家の方に聞いたところもう13年ぐらい前から南阿蘇村は村として取り組んでいるということを知りました。わかるならばですね、この南阿蘇村の取り組み、また小国町等もですね、このグリーンツーリズムには積極的に取り組まれているということでございますので、わかるならば教えていただきたいと思えます。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 自席から失礼いたします。

南阿蘇村のグリーンツーリズムの取り組みということですが、一応役場のほうに問い合わせてみました。現在ですね、農家民宿が8軒あるそうです。それと普通の民宿が4軒で、役場としてはですね、この宿泊者数は把握してないということでした。ですけど、修学旅行等のファームステイですね、これについては、年間約600人ぐらい受け入れて、先ほど農家民宿とかも含めまして農家が約100軒ぐらいで600名ぐらいを受け入れられているということでした。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、そのような100軒もですよ、取り組まれている町村も隣村でございますが、あるわけでございますので、今から高森町としてですね、取り組んでいく考えはないのか。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） この事業につきましては、当初はですね、子ども農山村プロジェクト事業という国の事業で行われておりましたけど、民主党時代の事業仕分けにより中止されております。結果的には、ファームステイという形で残りまして、現在の阿蘇グリーンストックが単独事業で行っているということでもあります。当初のいきさつにつきましては私も詳しくありませんけど、予想ですけど、当初はグリーンストックのほうから町に受け入れるところはないかというふうに通じがあったと思います。高森町としては、各農家に聞いた上でとりあえずはないという報告を出していると思います。それと南阿蘇とかは、そのときに農家がこう手を挙げられて受け入れられているということで、南阿蘇は当初からそれを受け入れられているということでございます。ですから、高森町は、その時点では受け入れていなかった。現在、なぜ受け入れているかということなんですけど、南阿蘇のほうでかなり受け入れる人数が多くなりまして、ちょっとはけきらない部分もありましたので、高森町の農家のほうに受け入れをしてもらえないだろうかという話がありまして、現在高森町のほうで10軒ぐらいの農家が受け入れられているというふうには聞いております。ですから、最終的にはですね、グリーンストックさんのほうとうちがまずは取り交わさんことには、直接南阿蘇で受け入れているから受け入れるということではできないと思いますので、その辺を今グリーンストックと調整中であります。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ぜひ調整をよろしく願いいたします。

4番目の質問ですが、阿蘇地域、他市町村との連携の考えはということですが、高森町だけではなくしてですね、この世界農業遺産に認定を登録された阿蘇郡市の市町村との取り組み、または連携していくのが重要課題となってくると思いますので、今わかっている阿蘇全体の組織や取り組み活動がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） これまで熊本県と阿蘇郡市では推進協議会を組織して活動してきましたけれども、今後は担当者レベルの会議でありますとか、民間での協議会が立ち上げられて、阿蘇地域全体で連携した取り組みが必要ですし、行われるものと思います。推進協議会は、現時点ではまだ世界農業遺産認定の意義について周知活動を行っている状況でありますし、先日もシンポジウムを内牧で開きました。そういうことで、まず阿蘇に住む多くの方々に農業遺産とその認定の価値を知っていただく必要があるというふうに考えますし、今後はまだいろんな活動は具体的には行っていないのが現状でございます。ただ本町におきましては、先日、8月24日の熊日に掲載されましたけれども、赤ホルそばということで、世界農業遺産認定のキーワードの一つであります赤牛を何らかの形で使った新たな名物ができないかということで、赤牛のホルモンを使った焼きそばをつくるということで記事が載ってございましたけれども、少し奇抜な内容かもしれませんが、自由な発想でそういう新しいものを作ってもいいのではないかという活動をしたところです。8月25日に月廻り公園でキッズサッカーとあわせて、この世界農業遺産認定の周知を行うということで準備をしたところですが、当日は雨が降りましたので、月廻り公園でのお披露目はできなかったという状況です。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、今後におきましても先ほど説明の中にありました、赤ホルそばとかキッズサッカーなど、高森町がぜひトップとなって元気を強化していかれることをご期待いたします。

最後の質問でございます。阿蘇世界農業遺産登録認定を今後総合的に町としてどのように生かしていくのか。これまでの質問をまとめる中で町長としてのこれからの考えを最後にご質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番 宇藤議員のご質問にお答えいたします。

今回のですね、世界農業遺産登録に関しまして、議員各位の皆様におかれましてはご協力をいただきましたことに関しましてお礼を申し上げる次第でございます。今前段で4つの質問をなされたと思いますが、その答弁を担当課長がその流れについて、また現在どういうふうになっているかと、デメリット、メリットについても述べたとおりでございます。

まずですね、わかりやすくいいますと、この総合的にどのように生かしていくのかということですが、総合的に生かすためには、このもともとの世界農業遺産という価値観を共有をしなければ総合的に生かすということは非常に難しいのではないかとこのように思います。その中で先ほど佐藤課長が答弁で申し上げましたように、自由な発想というのは、要は、これは民間の発想です。要は人の発想です。だからこそ人任せではなく、行政任せではなく、農家自らが、例えば商工業をやられている方自らがですね、これをどういうふう認識をした上での利活用、ということが一番重要ではないかというふうに思っております。これは一つの、例えば農産物をブランド化して、それが世界農業遺産ではなくて、この全体が、今までのこの環境、それを持続可能に保全してきたこと。そしてこれからも持続可能に保全できることが認められたわけでございますので、総合的に活用するためには、やはりこの情報の発信、そして共有、これが一番必要なことではないかと、生かすためにはまずそこが第一歩だというふうに思っております。そういう中で、高森町といたしましては、現在、具体的なその取り組みというのはまだはっきり打ち出しておりません。しかし、実はこの世界農業遺産はですね、熊本県が非常に知事が先頭に立てられてどんどん行かれたのが今年の2月、3月ぐらいだったと思うんですが、その前段で世界農業遺産にもしかすればこれはいけるだろうということがありまして、多分ですね、これは多分です。阿蘇市町村の中でこの世界農業遺産認定をされた場合どうなるでしょうかということ、例えば、国の官僚とかですね、県の役人と話したのは高森町だけではないかなというふうに思っております。要は、環境、すなわち農地や今までの水環境資源ですね、これを保全管理すること、そのことによって持続可能な生きている遺産です。そういう部分のですね、ことを大変企画書等や協議の中で発言をした上でいろんな経済対策の事業で採択を得たということは、私はほかの市町村よりも早目であったことの一つではないかというふうに思っております。

二つ目といたしましては、高森町といたしましては、やはり私は自分の政策で魅力ある、安定ある農業、畜産も含めまして、林業も含めまして上げております。先

ほど議員がおっしゃいましたように、やはりこの野焼きの必要性は、要は草原のこの環境の維持ですよね、そこの部分に関しまして、例えば畜産が牛の頭数が減少しているということもございます。今実はもうご承知だと思いますが、子牛の価格が安定しているのは、一つはそのブランドが付いたということもあるかもしれませんが、実は全体的に頭数が少なくなって、特に3.11のこの震災によって九州よりも東北のほうが非常に低下していることもありまして、非常に安定している部分も見られるというふうには思っております。そういう中でですね、もちろん日本の国全体として考えた場合、東北や北海道が、東北地方が大変厳しい環境にある中とするならばですね、だったら九州が、特に熊本が、特に南阿蘇がやると。すなわちピンチはチャンスという思いをどれだけのですね、畜産農家の方が持たれているのか。そして、そのためにJAやですね、もちろん畜協も含めまして、行政も含めまして、それを周知徹底していくのかということ、私が言いましたように、魅力的で安定ある農業につながることであり、これは畜産農家の推進につながることはないかというふうに、高森町の施策としては思っておる次第でございます。

農業のみならず、先ほど観光の話もありましたが、グリーンツーリズムに関しましては、平成12年か3年だったと思います。そういう国の施策が出ておりまして、南阿蘇村は、要は、以前からやっているということで、高森町はやってなかったというこの違いだけです。で、小国はさらに先進的にやってたということが事実であります。で、このグリーンツーリズムに関しまして、小国でもっとも先進的なことをやられたメンバーの主要メンバーのリーダーとして江藤さんが当時いらしたわけでございます。その江藤さんがある意味専門的な方、アドバイザーとして去年高森町に来ていただいて、今グリーンツーリズムも含めて活動していただいている、ご協力いただいているということです。すなわち、議員がおっしゃったように、やっていく気なんですかということは、今言ったとおりでございます。昨年あのような見識と人脈をもたれている方、実績を持たれている方を高森町に招き入れたということは、やらなければいけないとことの一つとして重要視しているというふうに思っておるわけでございます。

今後はですね、やはりこの全体で共有してやっていくということは、私は非常にわかりやすい言葉で言えば、それはもう阿蘇全体でということになるとは思いますが、ぜひですね、先ほど佐藤課長が答弁したように、高森町の若い団体、高スポも含めまして、また4Hクラブも含めまして、いろんなところでいろんな動きが、多少ならずともですね、活性化してきております。せっかく活性化しているこの若

い世代の人たちがですね、よりやりやすくなるような、自分たちがこの世界農業遺産を共有した中でですね、そこで自分たちがやって行こうとすることを行政としては全面的にバックアップをする必要があるというふうに思っていることをご報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（田上更生君） 1 番 宇藤康博君。

○1 番（宇藤康博君） 町長のお答えの中でですね、今から畜産農家の育成、また J A とかですね、行政を取り入れた魅力的な農業を展開していくということで、若い方々がですね、今先ほど佐藤課長の中にもありましたが、赤ホル焼そばとかキッズサッカーもですね、楽しみにしておりますし、この高スポの取り組みも今かなり活性化してきております。そのような中で、また先ほど立山議員の中の質問にもありましたが、光ファイバーも進んできているということで、フェイスブックの中でですね、最近町長もいろいろとアップされて、最近では光ファイバーの説明 DVD もですね、拝見させていただきました。段々と町としても取り組みがどんどん出てきておりますし、世界農業遺産登録認定のこれからの様々な考えを聞きまして、これからのまちづくりにおきましても大きなよいメリットとして活用できると思います。これからの町執行部のご活躍を期待し、我々議員もさらなる努力をして邁進していきたいと考えます。

これもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 1 番 宇藤康博君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで一般質問は終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後 2 時 2 0 分

9月20日（金）

（第3日）

平成25年第3回高森町議会定例会（第3号）

平成25年9月20日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 同意第2号 高森町教育委員会委員の任命について

日程第2 意見案第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について

日程第3 意見案第2号 道州制導入に断固反対する意見書について

日程第4 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第5 議案第55号 平成25年度高森町一般会計補正予算について

日程第6 特別委員長報告について

日程第7 議員派遣の件

日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番 宇 藤 康 博 君

2 番 後 藤 三 治 君

3 番 興 梶 壽 一 君

4 番 芹 口 誓 彰 君

5 番 立 山 広 滋 君

6 番 森 田 勝 君

7 番 田 上 更 生 君

8 番 甲 斐 正 一 君

9 番 三 森 義 高 君

10 番 後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長 草 村 大 成 君 教 育 長 佐 藤 増 夫 君

総 務 課 長 岩 下 公 治 君 政 策 推 進 課 長 甲 斐 敏 文 君

健康推進課長 村 上 源 喜 君 住 民 福 祉 課 長 橋 本 和 則 君

税 務 課 長 色 見 継 治 君 農 林 政 策 課 長 佐 藤 武 文 君

会 計 課 長 廣 木 富 八 君 教 育 委 員 会 事 務 局 長 後 藤 正 三 君

政策推進課審議員	服 部 信一郎 君	健康推進課審議員	沼 田 勝 之 君
健康推進課長補佐	新 井 堅太郎 君	住民福祉課長補佐	阿 南 一 也 君
税務課長補佐	佐 藤 幸 一 君	農林政策課長補佐	後 藤 健 一 君
建設課長補佐	松 本 満 夫 君	監査事務局長	安 方 含 君
総務課財政係長	岩 下 徹 君	代表監査委員	有 働 和 幸 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古 庄 良 一 君	議会事務局庶務係長	丸 山 雄 平 君
--------	-----------	-----------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

なお、建設課長 工藤英二君、総務課長補佐 東 幸祐君、教育委員会事務局次長 阿部恭二君から欠席届がっておりますので、報告いたしておきます。

お諮りします。

手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 同意第2号 高森町教育委員会委員の任命について

○議長（田上更生君） 日程第1、同意第2号、高森町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

同意第2号、高森町教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

現在、高森町教育委員である草村伸夫氏が本年9月30日をもって教育委員の職を勇退されますので、その後任として野尻次典氏を同委員に任命するものです。野尻氏は高森町大字津留在住の52歳。人格高潔であるとともに、高森東中学校のPTA副会長を歴任、現在は高森東小学校のPTA会長として高森東校区の教育活動に多大なるご尽力をいただいている方であり、教育委員として最適者でございます。教育委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を経る必要があるため提案するものです。よろしくご審議の上、何卒ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号、高森町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号、高森町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

-----○-----

日程第2 意見案第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について

○議長（田上更生君） 日程第2、意見案第1号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。提出者、1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 皆様おはようございます。1番 宇藤です。

提出者を代表いたしまして、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について趣旨説明を行います。

現在、本町議会におきましても、全国森林環境創設促進議員連盟に加入して、森林の公益的機能の持続的な発揮、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための新たな財源として、全国森林環境税を創設することを目指し、全国の加盟市町村長で組織する全国森林環境税創設促進連盟とともに、平成6年から活動を続け、昨年9月定例会では地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書を採択、関係機関へ提出をしているところであります。

しかしながら、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保の仕組みの創設については、平成25年度税制改正大綱において、消費税法等改正法第7条の規定に基づき、早急に総合的な検討を行うといった表現にとどまり、制度創設には今一步のところで実現に至らなかったところであります。

このような状況を踏まえ、頻発する自然災害等の驚異から国民の生命・財産を守るための森林・林業・山村対策を早急に推進するため、石油石炭税の税率の特例措置による税収の一定割合を森林面積に応じて、市町村に譲与する制度の創設を実現させるため、地方が一丸となって強力な運動を展開していく必要があると考えてお

ります。つきましては、この意見書の趣旨をご理解いただき採択していただくようお願いしまして、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、意見案第1号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書については原案のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

日程第3 意見案第2号 道州制導入に断固反対する意見書について

○議長（田上更生君） 日程第3、意見案第2号、道州制導入に断固反対する意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者、3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） おはようございます。3番 興柁です。

提出者を代表いたしまして、道州制導入に断固反対する意見書（案）について趣旨説明を行います。

この道州制導入に関しましては、町村や国民に対し丁寧な説明や真摯な議論もないまま道州制の導入が決定したのごとく、法案が第183回国会へ提出され、現在、衆議院内閣委員会において、閉会中審査の扱いとなっております。これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、自由、権限を受け皿という名目のもと、ほとんどの町村は事実上の強制合併を余儀なくされ、住民と行政の距離は遠くなり、住民自治が衰退してしまうことが明らかなです。全国議長会では、町村議会議長会全国大会において絶対に導入しないことを決定し、政府、国会へ臨時要請活動を展開、また熊本県町村議会議長会では、本年6月4日の理事会において道州制導入反対に関する要請を採択、県

選出国會議員への要請活動を実施されているところであります。議員の皆様には、参考資料として、道州制と町村議会に関する研究会がまとめた道州制推進基本法案（骨子案）とその問題点を整理した論点メモを配布しております。つきましては、この意見書の趣旨をご理解いただき、採択していただくようお願いしまして、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、意見案第2号、道州制導入に断固反対する意見書については原案のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

日程第4 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第4、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月12日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、会計課より廣木課長、監査事務局より安方局長、議会事務局より古庄局長及び庶務係長、午前10時15分から税務課より色見課長、佐藤課長補佐及び各係長、午前11時5分から総務課より岩下課長、東課長補佐及び各係長、また午前11時35分から政策推進課より甲斐課長、服部審議員及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに

決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） おはようございます。2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より橋本課長、阿南課長補佐及び各係長、午前10時55分から健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び各係長、午後1時35分から教育委員会より佐藤教育長、後藤局長、阿部次長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月17日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、農林政策課より佐藤課長、後藤課長補佐及び担当係長、午前11時5分から建設課より工藤課長、松本課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定いたしました。

報告を終わります。

○議長（田上更生君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件については、各委員長の報告のとおり認定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

議案第45号 高森町子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第45号、高森町子ども・子育て会議条例の制定については文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第45号、高森町子ども・子育て会議条例の制定につきましては、9月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より橋本課長、阿南課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号、高森町子ども・子育て会議条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第46号 高森町民体育館条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第46号、高森町民体育館条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第46号、高森町民体育館条例の一部改正につきましては、9月13日午後1時30分から、教育委員会より佐藤教育長、後藤局長、阿部次長及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号、高森町民体育館条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第47号 高森町町民グラウンド条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第47号、高森町町民グラウンド条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第47号、高森町町民グラウンド条例の一部改正につきましては、9月13日午後1時30分から、教育委員会より佐藤教育長、後藤局長、阿部次長及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号、高森町町民グラウンド条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第48号 高森町草部グラウンド条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第48号、高森町草部グラウンド条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第48号、高森町草部グラウンド条例の一部改正につきましては、9月13日午後1時30分から、教育委員会より佐藤教育長、後藤局長、阿部次長及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

なお、本定例会初日に、夜間照明料金改正について質問がありましたが、後藤教育委員会事務局長より、草部グラウンドの有効活用を見いだせるよう積極的に地元と協議しながら、夜間照明の改修予算を要求していきたいとの説明を受けました。委員会としては、地域のスポーツ向上のためにも積極的に地域と話し合い、夜間照明の改修を進めることを意見として付し、報告といたします。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番 芹口です。

本案につきましては、議会の初日の質疑の際に、現在使用できない状況にあります夜間照明につきましてはの料金改正をするのは実態にそぐわないので、委員会におきまして慎重に審議をしてほしい旨、申し上げておきました。ただいま、文教厚生委員長から慎重に審議をし、そして意見を付して可とする旨の報告がございましたので、私もこれを了といたしまして、本案につきましては賛成をするものでございます。なお、今後、条例または規則等の改正につきましては、やはり町の精査、あるいは実態との整合性を十分図っていただきますようにご配慮いただきたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） その他、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号、高森町草部グラウンド条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第49号 平成25年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算については各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月12日午前10時15分から税務課より色見課長、佐藤課長補佐及び各係長、午前11時5分から総務課より岩下課長、東課長補佐及び各係長、また午前11時35分から政策推進課より甲斐課長、服部審議員及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より橋本課長、阿南課長補佐及び各係長、午前10時55分から健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び各係長、午後1時30分から教育委員会より佐藤教育長、後藤局長、阿部次長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月17日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、農林政策課より佐藤課長、後藤課長補佐及び担当係長、午前11時5分から建設課より工藤課長、松本課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告を終わります。

○議長（田上更生君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第50号 平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第50号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第50号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、9月13日午前10時55分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第51号 平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第51号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第51号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、9月13日午前10時55分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第52号 平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第52号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第52号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、9月13日午前10時55分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び

担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議議案第52号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第53号 平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第53号、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第53号、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、9月17日午前11時5分から、第3、4委員会室におきまして、建設課より工藤課長、松本課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告を終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第54号 平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第54号、平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第54号、平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきましては、9月17日午前11時5分から、第3、4委員会室におきまして、建設課より工藤課長、松本課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告を終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号、平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第55号 平成25年度高森町一般会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 日程第5、議案第55号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

- 町長（草村大成君） 議案第55号でご提案いたしました平成25年度高森町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、県の単独事業となりますまちなかづくり推進事業の補助について、行政主導により以前から要望しておりましたところ、本9月定例会直前に補助金の交付内定が届いており、その事業執行には早急な予算議決を必要とすることから追加議案として提案するものであり、歳入歳出それぞれ55万4,000円を追加し、予算の総額を47億8,103万円とするものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。この事業は、商店街が行う活性化対策や環境整備のための事業に対して支援するものでございまして、本町としましては、各種イベント会場として数多く利用される観光交流センターや、ときには歩行者天国としても利用される商店街への野外放送設備の整備に対する要望を行ってまいりましたところ、今回採択されたものでございます。なお、事業主体は高森町商工会となりますことから、予算書6ページの県支出金により事業費の3分の1を町が受け入れ、7ページ、歳出の商工費におきまして、町の負担分となる3分の1をプラスした110万8,000円を商工会へ補助するものでございます。

以上、今回提案しております補正予算についてその概要をご説明いたしましたので、ご審議いただきご決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

これから議案第55号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第6、特別委員長報告についてを議題とします。

議会広報特別委員長の報告を求めます。

議会広報特別委員長 立山広滋君。

○議会広報特別委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は9月19日に開催し、9月議会広報「絆」53号発行について内容やスケジュールについて協議を行いました。内容につきましては、平成24年度各会計決算審査、9月定例会初日の質疑、平成25年度の一般会計補正予算及び一般質問を中心として取り上げ、住民の皆さんにわかりやすくお知らせする予定です。今回は10月末発送を目標としておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第7 議員派遣の件

○議長（田上更生君） 日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定したいと思います。

併せて詳細並びに一部変更があった部分については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 8 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第 8、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました調査事項については、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

一言ご挨拶を申し上げます。

11 日から本日 20 日まで 10 日間、9 月の定例議会とのことでお疲れでございました。その間、議員の皆様をはじめ、町長、執行部におかれましても、いろいろな行事、敬老会等の行事等で大変ご多忙の時間を過ごされたことというふうに思います。今回の議会の中でも多く議題となりましたように、光ファイバー網の整備等についてですね、住民の皆さん方がなかなかご理解をいただけない部分もたくさんあるかというふうに思います。これは町長、執行部をはじめ、議員の皆さん方も、今、町長が政策報告会というようなことで、住民、各地域に出向かれまして説明をなされております。議会もこれから、議会報告会等々を通じてですね、住民の皆さん方により詳細にですね、説明をしながら理解をしていただける形を作っていくことが必要ではないかというふうに、この今議会を通じても感じたところでございます。町長はじめ執行部の皆さん方、それから議会議員の皆さん方のこれからのますますのご努力をお願いを申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきます。大変

お疲れでございました。

-----○-----

○議長（田上更生君） それでは会議を閉じます。

平成25年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午前10時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成25年第3回定例会

平成25年9月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 古庄良一

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話(0967)62-1111